

平成 26 年 6 月 定例会 建設経済常任委員会記録

平成 26 年 6 月 13 日（金）

平成 26 年 6 月 16 日（月）

場所：鳥栖市議会 第 3 委員会室

目 次

平成 26 年 6 月 13 日（金） 5 頁

平成 26 年 6 月 16 日（月） 57 頁

平成 26 年 6 月 定例会 審査日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	6 月 13 日 (金)	審査日程の決定 農林課関係議案審査、報告 議案乙第 18 号、報告第 3 号 商工振興課関係議案審査 議案乙第 18 号 上下水道局関係報告 報告第 5 号、報告第 6 号 建設課関係報告 報告第 3 号、報告第 4 号 都市整備課関係議案審査 議案乙第 18 号 <div style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</div>
第 2 日	6 月 16 日 (月)	現地視察 浄化センター消化ガス発電設備 (真木町) 自由討議 <div style="text-align: right;">〔協議〕</div> 議案審査 議案乙第 18 号 <div style="text-align: right;">〔総括、採決〕</div>

6月定例会付議事件

1 市長提出議案

[平成26年6月12日付託]

議案乙第18号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算(第1号) [可決]

[平成26年6月16日 委員会議決]

2 報 告

報告第3号 繰越明許費繰越計算書について

報告第4号 事故繰越し繰越計算書について

報告第5号 予算繰越計算書について

報告第6号 予算繰越計算書について

平成 26 年 6 月 13 日 (金)

1 出席委員氏名

委員長	藤田 昌隆		
副委員長	江副 康成		
委員	森山 林	齊藤 正治	内川 隆則
	中川原豊志	西依 義規	樋口伸一郎

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第 19 条による説明員氏名

環境経済部長兼上下水道局長	立石 利治
環境対策課長	榎原 聖二
農業委員会事務局長兼農林課長	井田 勝
農林課参事兼課長補佐兼農村整備係長	成富 光祐
〃農政係長兼商工課企業立地係長待遇	林 康司
〃農村整備係主幹	赤司 光男
商工振興課長	佐藤 道夫
〃商工観光労政係長	向井 道宜
上下水道局管理課長	岩橋 浩一
上下水道局次長兼事業課長	辻 易孝
建設部長	詫間 聡
建設課長	内田 又二
〃参事兼課長補佐兼建築係長	萩原 有高
〃課長補佐	龍尾 幸博
〃課長補佐兼庶務住宅係長	倉地 信夫
〃土木係長	三澄 洋文
〃管理係長	牛嶋 英彦

都 市 整 備 課 長 野 田 浩
〃 課 長 補 佐 兼 都 市 計 画 係 長 実 本 和 彦
〃 課 長 補 佐 兼 公 園 緑 地 係 長 古 賀 芳 次
〃 課 長 補 佐 兼 新 幹 線 対 策 係 長 佐 藤 晃 一
国 道 ・ 交 通 対 策 課 長 小 柳 誠

4 議会事務局職員氏名

議事係主査 横尾 光晴

5 審査日程

審査日程の決定

議案審査、報告〔農林課〕

議案乙第 18 号 平成 26 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 1 号）

報告第 3 号 繰越明許費繰越計算書について

議案審査〔商工振興課〕

議案乙第 18 号 平成 26 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 1 号）

報告〔上下水道局〕

報告第 5 号 予算繰越計算書について

報告第 6 号 予算繰越計算書について

報告〔建設課〕

報告第 3 号 繰越明許費繰越計算書について

報告第 4 号 事故繰越し繰越計算書について

議案審査〔都市整備課〕

議案乙第 18 号 平成 26 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 1 号）

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

今のところ時間はたっぷりございますので、よろしくお願ひしときます。

そしたら、以上の審査日程でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

じゃあ異議なしということで、審査日程につきましては以上のとおり決定をいたしました。

それでは付託議案の審査に入りますので、準備のため、暫時休憩します。

午前 9 時 59 休憩

oo

午前 10 時 1 分開議

藤田昌隆委員長

再開します。

oo

農林課

議案乙第 18 号 平成 26 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 1 号）

藤田昌隆委員長

これより農林課関係議案の審査を始めます。

議案乙第 18 号 平成 26 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

執行部の説明を求めます。

井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長

おはようございます。農林課でございます。

議案乙第 18 号 平成 26 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 1 号）について御説明をいたします。

補正予算説明資料の 2 ページをお願いします。

一般会計歳出についてでございます。

款 6. 農林水産業費、項 1. 農業費、目 5. 農業生産基盤整備費、節 19. 負担金補助及び

交付金の165万5,000円につきましては、多面的機能を持つ農地を農地として維持していく活動を支援するため、旧農地水保全管理支払交付金が、今年度から、多面的機能支払交付金へと組みかえ拡充されたものでございます。

この制度改正に伴い、活動組織の農地面積当たりの交付単価が増額変更となったため、佐賀県農地水環境保全向上対策協議会から、各活動組織へ支払われる交付金に対し、市負担金増額分の補正をお願いするものでございます。

以上、御説明とさせていただきます。

藤田昌隆委員長

はいどうもありがとうございました。

それでは本案に対する質疑を始めます。どなたか御意見のある方は挙手お願いいたします。ないですか。

内川隆則委員

専門用語でいっちょんわからんけん、わかりやすい言葉で説明ば再度お願いします。

藤田昌隆委員長

専門的って、多面的っていう意味ですか。

内川隆則委員

いや、わかっとなっと思えます。

藤田昌隆委員長

了解しました。

じゃあ答弁よろしくお願いします。

井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長

中身といたしましては、農地の今後の維持増進を図るために、地域の農業者と地域住民とで農業施設等を管理していくということでございます。そのための費用に対して交付金が支払われるものでございます。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

内川隆則委員

それは、いろいろ公社とか、いろいろ団体でつくっている人たちへの交付金っていうことになるわけですか。

井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長

基本的に農業者でつくられた地域の組織でございます。それに地域住民が協力するという

活動組織をつくっていただいているものでございます。

以上です。

藤田昌隆委員長

じゃあ、具体的にちょっと1例か2例、地域でつくってる団体ということで、答弁をお願いします。

井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長

活動団体が今、市内に11団体ございまして、山浦町田園環境を守る会とか酒井東田園環境を守る会とか、その他11団体が今活動されております。

以上です。

藤田昌隆委員長

はい、どうもありがとうございました。

ほかに。

西依義規委員

国の補正がふえたから、市も負担がふえるということですよ。

それは国のほうで何か、何らかの計算式か、市のほうである程度わかるものなのか、それもさっぱり国のほうが出てこないと数字がわからないものなのか質問します。

井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長

この事業が平成26年度から、従来の農地水から中身が創設されたり組みかえされたりして、農地に対する面積単価が見直されて拡充されて、その分がふえたということでございます。

西依義規委員

たら、来年度はもうある程度の数字がもうわかるということですね、来年度は。

井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長

金額等につきましては、今年度は単価が示されておりますが、今後、この事業は何か法案化されるということで、単価とかも固まるんじゃないかと思っております。

以上です。

齊藤正治委員

その多面的機能の、先ほど言われました単価、面積かけ、今、単価幾らになってる……、鳥栖市の総面積と単価を教えてください……。

成富光祐農林課参事兼課長補佐兼農村整備係長

単価でございますけれども、540円の中の内訳が、農地維持につきましては300円と、資源向上の分が240円というふうなことで、それにそれぞれの地区の面積を掛けたものが今回

の……。

総面積といたしましては、今回、4万7,170アールということになっております。4万7,170アール、471ヘクタールでございます。

齊藤正治委員

その300円の分と240円の分と両方あるということですか。

成富光祐農林課参事兼課長補佐兼農村整備係長

300円と、450円プラスしたものが……。5年以内のところにつきましては、満額540円支払われますけれども、5年以上続いているところにつきましては、資源向上の部分が75%になりまして180円ということになりまして、480円を掛けた数字になります。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

齊藤正治委員

あとで資料を、言葉でよくわかりませんので、資料をください。

藤田昌隆委員長

これ委員会としてじゃくて、個人でよろしい……。委員会として要りますか。(発言する者あり)

じゃあ委員会として、資料をお願いしたいんですが、よろしいですか。

井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長

わかりました。資料を提出させていただきます。

藤田昌隆委員長

いつまでということですが、月曜日……。きょう間に合いますか。

井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長

委員会開催中には提出いたします。

藤田昌隆委員長

了解しました。

齊藤正治委員

この多面的機能で、いわゆる水路を掃除してるのか管理してるのかわかりませんが、これの要するに、作業範囲というか、それと要するに老朽農業用水路があるわけでしょうけれども、どの程度まで、この多面的機能分で見えていくのか、そこら辺たいのすみ分けというのはある程度決まってると思うんですけども、その整備についてちょっと教えていただけませんか。

井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長

水路の維持管理としまして、水路の周辺の草刈り、それと水路の亀裂とか目地破損とかコンクリートのはげた部分については、この事業で取り組んでもらって結構でございます。

それで、老朽化した長寿命化になりますと、また、その分は別の支援交付金がございますが、今現在、鳥栖市においては、維持管理程度の補修ということでお願いしております。

以上です。

齊藤正治委員

その維持管理の亀裂等々については、これは業者に委託してもいいということですかね。

井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長

基本的に、この交付金は地元への交付金ということで、なるべく地元の方で活動していただいて、その分に交付金を支払うこととなっておりますので、そういう捉え方でお願いいたします。

齊藤正治委員

ということは、要するに自分たちの地元でできないような場面が出てきたときは、老朽の水路のほうで、市のほうで補修をするということによろしいですね。

井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長

今現在、市のほうでも、老朽水路とかの事業がございますので、そちらで取り組める分はそちらのほうで取り組みさせていただいて、極端に業者委託が出てきますのは、大きい深い水路とかの泥上げとか、そういう場合については、委託ができるようになっております。局部的にですね。そういうことでございます。

藤田昌隆委員長

ちょっと1点だけ、すいません。

実は神山ため池組合の組合長をやっているんですが、例えば水管とかね、ああいうやつとか、それからU字溝を新しく新設するという場合は、それはOKですか。

井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長

新設につきましては、これはあくまでもこの事業は維持管理に重き、事業でございますので、新設については難しいかと思えます。

以上です。

藤田昌隆委員長

はい、了解しました。

樋口伸一郎委員

すいません、先ほどに関連してなんですけど、老朽化と草刈りと分けられたんですけど、私、認識としては、ひび割れも老朽化からくるんじゃないかなと思ったんで、その辺の区別

本年度はこれまでの実績等を踏まえまして、当初予算にて 31 万 1,000 円を計上いたしておりましたが、4 月末において、3 件の申請が見込みとなりました。そのため、約 27 万円の支出見込みとなりました関係、今後 7 月以降も 6 件程度の申請があるものと見込みまして、56 万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目 3. 観光費、節 19. 負担金補助及び交付金 250 万円は、先ほど歳入の部で御説明を申し上げましたが、本年度、本町の山笠飾り、羽ばたく驚と、その本体の作りかえに対する経費の一部について、財団法人自治総合センターからの歳入額 250 万円の同額を補助するものでございます。

なお総事業費につきましては、421 万 2,000 円となっており、改修時期につきましては、本年 7 月 19 日、20 日の山笠が実施終了後、改修されると聞き及んでおります。

以上御説明を終わります。

藤田昌隆委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

樋口伸一郎委員

3 ページの商工業振興費の創業支援事業補助金について、1 点質問があるんですけど、この説明の文章読むと、信用保証料の一部を助成するものとありますけど、例えば、市内で創業するっていうのはわかるんですけど、創業支援貸付の融資を受けた事業者に対してって文章があるんで、例えば、日本政策金融公庫であったり民間銀行さんであったり、その枠付けというのは、もう何も関係なくそういった支援貸付を受けた業者に対しては、保証料の一部を助成するという認識でよろしいんですかね。

佐藤道夫商工振興課長

今回の補正いたしております創業支援事業補助金につきましては、県の制度融資でございます独立創業資金のみが対象となっております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

はい、そしたらその信用保証料っていうのは、県とおっしゃいましたけど、信用保証協会側と連携してというか、関連した上で、協議して出していくというものなんですか。

佐藤道夫商工振興課長

まず手続きの話からいたしますと、申し込み窓口が鳥栖市の商工会議所となっております。そちらのほうから審査をいたしまして、保証協会の審査を受けて、県の制度融資が実行できるかどうかを判断していただきます。

実行が決定されれば、信用保証協会のほうから保証料の計算、算出が出てまいりますので、

その融資を、決定を受けた後、御本人さんが、事業者が保証料をお支払いされて融資を受けると。その払った明細等をもって我々のほうに申請書が上がってきますので、その金額を後ほど交付するという関係になっております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

御説明ありがとうございました、わかりました。

この保証料の一部の助成の補助金ということで理解したんですけど、これお尋ねです、例えば、この鳥栖自体の創業支援貸付金みたいなのはあるんですか。ここの補正ではないんですけど、ちょっと教えていただければ。

佐藤道夫商工振興課長

本市の制度融資といたしましては、小口資金融資制度というのございまして、創業に関する分については、設けておりません。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

西依義規委員

最初予算額から、これが喜ばしい補正なのかどうかなんですが、あと6件ぐらいもまた、予定があって、そのほかっていうか、まずはこのお財布が最大どれぐらいまで出せる財布があるのか、県の助成のキャパがあって、もうそれ以上出ないから市もこれぐらいという数字があるのかどうか。

それと、この独立創業資金の融資がふえたことによって、商工振興課として、この鳥栖の商工業をどのように、今時点、分析されてるのか、そこは、なんとなくな感じでいいんですが、その2つをお願いします。

佐藤道夫商工振興課長

件数につきましては、これまでの実績といたしましては、昨年度が4件で、大体1件から1、2件、毎年申請が上がっております。

今回、先ほど枠とおっしゃられました、県の。枠については、ある程度枠があるんですけども、相当の預託が県のほうでされておりますので、枠としては十分確保されているものと考えております。

そういった中で市としては、市内で創業された事業者が、この制度を利用した場合については、補助金を出すということにしておりますので、先ほどお願いしておりますけども、これまで3件既にもうあったと。昨年に比べてかなり多くなったんで、今年も相当数あるんで

はないかということから、予算を計上しております。

また今後、6件を上回るようであれば、またさらに補正をお願いしたいというふうに考えております。

分析といたしましては、これは恐らく推測ですけれども、国のほうで、やはり成長戦略を打たれておまして、その中で、開業率を欧米並みの10%まで上げたいということで、かなりこういった金融制度、助成制度が充実を図られております。これに合わせて県のほうでも、この制度関係をされております。そういったものもあって、件数が伸びているのではないかというふうに見ておまして、今後もかなりの創業関係の、創業者数がふえてくるんじゃないかろうかと思っております。

市の商工振興課としては非常に喜ばしいことだというふうに認識しております。

以上でございます。

西依義規委員

僕もとてもいいことだと思うんですが、じゃあその開業した後とかは、もうあとは商工会議所さんあたりがフォローをされているのか、例えば、第2、第3弾があって、3年ぐらいたつまでは、ひとり立ちするまでは、何か保証があるのか、あとはこっちの小口融資資金のほうで対応するのか、そういった長期的ってはいませんが、一応民間は民間なんで自助努力が必要でしょうけど、その辺の何かフォローアップみたいなことはされてるんでしょうか。

佐藤道夫商工振興課長

どちらかと言うと、創業した後のフォローというのが非常に大事かというふうに認識しておまして、今回の県の制度融資においては、保証料が2種類ございまして、0.6%と0.3%という2つの枠がございます。

これは0.3%が特別枠ということで設置をされております。この場合は、認定計画を事業者さんのほうでつくられまして、それを3年ほど必ず報告をして診断を受けるというのが条件になっております。そういった制度がつくられております。

県のほうにおいては、そういった経営に相談を行うとか、アドバイザーを派遣するという制度がございますので、そういったものを活用しながら、創業者の支援、フォローを行っていくという形をとっておりますし、また会議所のほうでも、そういった経営相談を受けて支援をしていくという体制をとっております。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

ほかに、ありませんか。

内川隆則委員

観光費の話ですがね、私も一般質問で言ったように、商工振興課が観光協会に丸投げして、それが金は出しても口は出せんという状況をつくってはいけないというふうな思いから、今からの質問しますがね。

山笠ね。あれ、どれでも何百万円かけてつくっとるけど、毎年毎年、あいは壊しよるようなもんじゃんね、ガタガタいわせて。そいけん、毎年何十万円でもそれぞれのところで、修繕しよらすたいね。

だから、もともとつくり方そのものをさい、この本町の驚もね、羽が1本折れたけん、こぎやしこ何百万円ってかかるって。もともとのつくり方もさい、最初から考えでつくらせんと、毎年毎年、壊しよるようなもんやけんが、それなりのつくり方っていうのを最初からやっつかんと、ずっとこうして毎年あれで、どっかの地区が大修繕をせないかんというふうなことになるけ、その辺の指摘はちょっとやったほうがいいんじゃないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

佐藤道夫商工振興課長

今回、補助金をお願いしております分につきましては、毎年、ここ数年、各町区に補助が採択を受けておりますけども、過去においては、町においては20年、本町の場合は18年ほど経過をしているという状況での2回目の助成でございますので、御指摘があった分については、理解はできますけども、この助成金につきましては、かなり老朽化をして、つくりかえとか、そういったものが対象になっておりますので、そういう対応をしておるという状況でございます。

ですので、御指摘があった、補修するために、何て言うんでしょうか……。

藤田昌隆委員長

わかります。

佐藤道夫商工振興課長

補修するために壊してるわけではないという認識でございますし、そういったところは、御指摘を受けた分については、強固につくっていただくように指導はしていきたいと思っておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

藤田昌隆委員長

よろしいでしょうか。

内川隆則委員

本町は18年もたつとつとね。18年。いや、助成を受けるのが18年目っていうことじゃろ。

佐藤道夫商工振興課長

本町の整備は、前は平成9年に行われておりますので、17年ぐらい経過をしているという状況でございます。

それ以外については、各町で軽微な補修とかはされてると思うんですけども、今回のコミュニティ助成については、2回目から17年ぶりということでございます。

以上でございます。

内川隆則委員

本町に限らずね、そういったことで、市内6カ所かな、のやつがあるわけで、毎年毎年、どっかが壊れる、どっかを修繕せないかんというふうなことになってくると、しょっちゅう市もお金出さないかんというふうな。

もっと山笠でも、250万円もあるならば、違うところにね、山笠の内容を違うところに使うほうがもっと有効じゃないかというふうな思いがするわけですよ。

かといって、このコミュニティの事業でね、補助金がくるやつとこないやつとあるでしょうから、それはあれでしょうけど。

何かそういうふうなことで、壊すために金を使う、そのために、市はしょっちゅう金を出さないかんというふうなことの考えじゃなくて、もう少しその辺の対策というのはね。

とても華奢につくってあるわけよ。基山でつくいよるらしかばってんね、そいけん、なんか業者が儲かるためにね、というような、私からすると思いもするけん、その辺もう少し、この場で何か話すだけじゃなくて、しっかりその辺、協会とも話をして、どういうふうな対策ができるのかっちゅうのは、話し合いを求めておきます。

以上です。

藤田昌隆委員長

はい、よろしいですか。

西依義規委員

これ、コミュニティ事業補助金を引き出すというか、そういう御案内、順番からいくと、例えば、本町さんが鳥栖市に何か助成金を要望して、じゃあ自治センターのほうがありますよっていうふうになるのか、それとも何かそういう、本町以外の、NPOの方とかそういういろんな団体の方に、こういった助成金があって、とても有効な助成金なんでっていう、何か案内とかそういったのをなされたりはするんですか。

佐藤道夫商工振興課長

この一般コミュニティ助成に関しましては、市の窓口は総合政策課になっておりまして、総合政策課のほうから各町区のほうに、大体例年ですと9月から10月ごろに、こういった

たい部分がございますので、今から資料を配付いたしますのでよろしくお願いいたします。

〔資料配付〕

立石利治環境経済部長兼上下水道局長

私のほうから、お手元に資料の抜粋したやつをお配りをしておりますので、それについて簡単にちょっと説明をさせていただきたいと思います。

お手元に配付してるのは、佐賀新聞の5月の28日の朝刊でございます。

ここに、ビアントス更生法申請ということで記載をされておりますけども、ホテルビアントスを経営する鳥栖観光開発が、オリックスが債権者なんですけども、それから大阪地裁のほうに会社更生法の申請がなされたということでございます。

負債総額はここに書いてありますけども、約39億円でございます。

このビアントスでございますけども1991年に、シティーホテル、鳥栖に宿泊所がないということで、鳥栖市のほうも含めて、鳥栖市内の有志の方で設立しようじゃないかということで設立をされております。

鳥栖市も株主でございますして、25株、鳥栖市のほうも持っております。一口10万円で250万円を出資をしております。

今現在、まだホテルビアントスは経営をずっとされておりますけども、今後についても営業をしながら、更正計画を作成して事業の再生を図ると、そういうことでございます。

それと一番気になるところは、ここで働いてある従業員の方々なんですけども、29名の従業員の方がいらっしゃいますけども、この方々は継続して雇用をするということでお聞きをしますし、こちらの新聞のほうにも書いてございますので、そういうことを聞いております。

今のところ、私のほうに、ここに新聞に記載されていること、今、私が申し上げた以外のことについては、ちょっと情報は入ってきておりませんが、この件につきましては、また、情報が入り次第、委員会のほう、議会のほうで、御報告をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

じゃあちょっと私からいいですか。

この新聞記事に債権者説明会は28日、佐賀市内で開かれということで、当然、鳥栖市も出資者として出られたと思うんですが、これ5月の28日に開かれたんですかね。

立石利治環境経済部長兼上下水道局長

そうです。5月の28日に開かれておりまして、市のほうからも向井係長がこの説明会に

参加をしております。

藤田昌隆委員長

そしたら、すみません。こういうときの説明会ですと、例えば、売り上げ、それから毎年の利益、それから経営者がどうなるのか、その辺の説明がないと、債権者説明会にはならないと思うんですね。それに出席されてるんだったら、こういう新聞記事やなくて、もう少し具体的な数字を恐らく配付してるはずなんです、その辺の数字の資料はいただけないのかなと思ってるんですが、いかがですか。（「休憩」と呼ぶ者あり）休憩。（「いや、大丈夫です」と呼ぶ者あり）すみません、よろしいですか。

向井道宜商工振興課商工観光労政係長

私は 28 日の日に出席をさせてもらったのは、債権者の説明会だったんですね。

株主は債権者という扱いになりませんので、特別に、支配人のほうからお願いをしていただいて、私が話だけは聞かせてもらっております。

要するに、その掛け売りだったり取引をされてる方を対象にしたお話し合いでしたので、その中には、例えば 100 万円を上限としてお支払いしますとか、債権、会社更生法が成り立った 27 日以前の債権の取り扱いとか、それ以降の取り扱いとかいうことの説明でございましたので、中身の具体的なその債権額が 39 億円ってありますけど、これの詳細のような資料はいただいております。

藤田昌隆委員長

じゃあ、ただ説明だけですか。

向井道宜商工振興課商工観光労政係長

はい。今申しましたとおり、取引業者との間での今後のお付き合い方法とか、今後も、今、部長が申しましたが、営業そのまま続けますので、今までどおり取引をしてくださいというような中身の話でございました。

藤田昌隆委員長

新聞記事じゃね、オリックスが当面ね、支援するということですから、その債権者っていうかね、今までの取引先っていうのはそう変わらないでしょうけど、やっぱり鳥栖市、市を挙げてね、ビアントスとか積極的に使ってますよね。

そういうことで、いろんな人から聞かれるわけですよ。ね、潰るっとかいとか、ね、大体あんだけみんな使いよるのに、何で赤字になっとかいということもかなり聞かれるんで、そういう、できたらね、数字の面とか、例えば経営者がどうするのか、その辺もね、1 株主として、そりゃ聞く、聞いていく、それをみんなに説明する義務はあると思うんですね。

10 万円ぐらいですかね、今、鳥栖がビアントスに出してるお金は。お金っていうか……。

立石利治環境経済部長兼上下水道局長

25株の250万円でございます。

藤田昌隆委員長

250万円ということは、250万円の税金でやってるわけですから、当然その辺はきちんと説明する必要があると思うんで、できましたら、そういうきちんとした資料が出たら、すぐ報告をぜひよろしくをお願いします。これは要望です。

ほかに。(発言する者あり)

休憩中やった。(発言する者あり) 休憩中です。

午前10時43分休憩

oooooooooooooooooooooooooooo

午前10時49分開議

藤田昌隆委員長

それでは再開します。よろしいですか、再開しますよ。

oooooooooooooooooooooooooooo

上下水道局

報告第5号 予算繰越計算書について

報告第6号 予算繰越計算書について

藤田昌隆委員長

商工振興課関係の議案は終わりましたので、これより上下水道局からの報告を受けたいと思います。

報告第5号及び第6号 予算繰越計算書についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

岩橋浩一上下水道局管理課長

それでは、報告第5号 予算繰越計算書について御説明申し上げます。

議案書の 11 ページをお願いいたします。

報告第 5 号 予算繰越計算書についてでございます。

次のページ、12 ページをお開きください。

平成 25 年度鳥栖市水道事業会計予算繰越計算書でございます。

これは地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰り越しとなっております。

予算費目といたしましては、款 1. 資本的支出、項 1. 建設改良費、事業名「浄水場更新等工事」でございます。

予算計上額 2,511 万円となっております。翌年度繰越額が同額の 2,511 万円でございます。

繰り越しの理由といたしましては、昨年 9 月に浄水場拡張用地として、土地のほうを 9 月に取得をいたしました。登記のほうも 9 月に終わっておりますけれども、引き渡しにつきましては、地権者との協議の中で、農産物の収穫後ということになりましたので、ことしに入って、1 月に入っての実際の取得となっております。

このために導水管の布設替工事の施工のほうがおくれましたので、その工事の分を平成 26 年度に繰り越しているものでございます。

以上、説明を終わります。

辻 易孝上下水道局次長兼事業課長

続きまして、平成 25 年度下水道事業の予算繰り越しについて報告いたします。

議案書の 13 ページをお願いいたします。

報告第 6 号 水道事業同様、平成 25 年度鳥栖市下水道事業会計予算の一部を平成 26 年度に繰り越しましたので御報告いたします。

14 ページをお願いいたします。

款 1. 資本的支出、項 1. 建設改良費、事業名「管きよ整備事業」、平成 26 年度への繰越額が 3 億 7,960 万 7,000 円でございます。

繰り越しの理由でございますが、平成 26 年 3 月議会でもお願いをしておりましたが、国の景気対策の補正に伴う事業でありますことから、工事完了が平成 26 年度となるため、事業費の繰り越しを行ったものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

藤田昌隆委員長

はいどうも、ありがとうございました。

それでは質疑を始めます。

よろしいですか。

先ほど資料の提出をお願いされておりましたので、今お配りさせていただきたいと思えます。

〔資料配付〕

藤田昌隆委員長

何かありますか。

成富光祐農林課参事兼課長補佐兼農村整備係長

今、配付させていただきました資料について、簡単に御説明をさせていただきます。左手のほうから活動組織名と、それからそれぞれの面積を書かせていただいております。

それと当初の、左のほうが平成 26 年度当初予算でございますけれども、そのときに単価が 330 円だったものが、平成 26 年度、右のほうになります。単価のほうが 480 円に上がってきたというところで計算をさせていただきますと、当初予算が、表の一番下のほうに書いておりますが、(A) というところの上に 414 万 840 円ということが当初の市の負担額でございますけれども、単価の増額になった合計が今回補正をお願いしております 579 万 5,550 円になっておまして、この差額の 165 万 4,710 円の補正をお願いしているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

藤田昌隆委員長

じゃあちょっとよろしいですか。

新規で、平成 24 年に山浦町、真木町が平成 26 年、この 2 つ上がってますが、例えば、じゃあ田代地区なりで、何々、田代町田園環境を守る会を立ち上げたと、それは市からの補助金が来るという簡単な考えでいいんですかね。

井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長

新規の要望がございましたら、一応市のほうに申し込まれて、また、県のほうに調整を行いまして、新しい団体の登録が必要となります。

それで、活動組織がしっかりできることが前提になりますので、そこら辺を、うち審査させていただいて、活動が実際できるのかとかを具体的に聞き取りとかをさせていただいて、決めていくということで、これが、活動が途中で分解してしまつたら、当初の年度にさかのぼり補助金の返還とかなりますので、途中で、5 年間しっかり活動ができるような組織であれば、採択に向かうものと思っております。

以上です。

藤田昌隆委員長

ということは、最低 5 年はもたないかと。最低 5 年ぐらいは——ということですね。

はいわかりました。ありがとうございます。

井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長

つけ加えて申し上げます。これが、対象用地が農振農用地と限られておりますので、どの町でも……、例えば農振農用地がないところについては該当しませんので、そこをちょっとつけ加えさせていただいております。

藤田昌隆委員長

ありがとうございます。

それでは……。

内川隆則委員

委員長ばっかいしゃべってから。(発言する者あり) 終始そぎゃんじゃんな。

こい、2つ質問。

単価が違うのは、なぜ違うのかということと、1つは330円が150円上がるとる。1つは440円から100円しか上がとらん。この2つ、ちょっと質問。

井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長

旧単価の330円につきまして、その分が平成26年度480円にかわってます分と、440円から540円にかわっている分の御質問だと思いますが、上の表の480円の地区につきましては、5年間以上の継続地区でございまして、その分については、途中でも御説明いたしましたが、片方の資源向上支払いのみが、75%の支給となります。単価に対しましてですね。新規地区につきましては、満額の支給金額で540円となっております。

以上でございます。(発言する者あり)

100円の差の440円。例えば例で申しますと、一番最後の真木町田園環境を守る会、440円から540円になった分につきましては、新しく単価が組みかえされまして、農地維持支払いが反当たり、アール当たり300円。それと資源向上支払いのほうのアール当たり240円を足したものでございます。

従来が、旧単価が共同活動支援交付金と言いまして、従来のやつが反当たり440円でございます。それで、単価差が100円上がったということでございます。

以上でございます。

内川隆則委員

なぜこまごま、ちまちま話するかつちゅうと。これはうわさですけどね、金額が大きいもんやけんが、しかも、使うやつについては用途が限定されたような、さっきの議論のようにされとるもんだから、だれかがね、だれかつちゅうよりも一部分の人たちで使ってるんじゃないかとか、変なところに使って領収書を出してるんじゃないかとかいううわさを時々聞く

たいね。

だから、その辺の審査はきっちりそういうことがないように、うわさでも立たないように、ぜひしっかりとした審査など話し合いをしていただきたいと思います。

以上です。

樋口伸一郎委員

先ほどの御説明でもう1点お尋ねなんですけど、75%とおっしゃいましたけど、単純にそれ計算して大体旧単価のほうは75%ぐらいになってるんですけど、その伸び率の違いで、こっち改正したほうは75%になってないと思うんですよ。540円と、単純に75%という数値を掛けるとですね。そのあたり、何でなんですかね。

井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長

今の御質問でございますが、全地区が75%調整ではございませんで、新規地区の山浦町と真木町については減額補正がございませんで、満額でございますので、そこら辺の割り切れないところがあると思います。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

確認なんですけど、その75%というのはほかの町と関連させて考えるというよりも、その地区での単体で考えて、そういう75%とか満額っていうの区切り区切り考えていかんと合わんということですね。全部共通させて考えたら。

井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長

単体と申しますか、各田園環境を守る会ごとに、5年以上の継続されている地区だけが75%カットになる状態でございます。

以上でございます。（「25%」と呼ぶ者あり）

失礼しました。75%です。

藤田昌隆委員長

はい、よろしいですね。

それでは、次、建設課に移りますが、ちょっと休憩を10分間とりますので、この時計で11時15分に開始をいたします。

以上です。

午前11時5分休憩



費及び補償費を繰り越したものでございます。

これら事業の一部について、平成 26 年度に繰り越すことにつきましては、3 月議会で議決をいただいたところでございます。

今回、翌年度繰越額が確定しましたことから御報告するものでございます。

別紙資料をお願いいたします。

別紙資料 1 につきましては、詳細点検補修設計の対象の橋梁の場所を示しております。

別紙資料 2 及び 3 につきましては、平田・養父線道路改良事業及び大刀洗・立石線道路改良事業、それぞれの今回、平成 26 年度に繰り越した事業箇所を着色いたしております。

次に、委員会資料 2 ページをお願いいたします。

報告第 4 号 事故繰越し繰越計算書の御説明でございます。

款 8. 土木費、項 2. 道路橋梁費、事業名「道路側溝等整備事業」1,145 万 9,400 円でございます。

別紙資料 4 をごらんください。

繰り越しの対象となる西新 2 号線道路維持工事でございますが、西新町公民館の南側民有地に敷設されていた暗渠排水路につきまして、市道側に移設する工事でございます。

これにつきましては、九州北部豪雨災害の復旧や公共事業の増加等に伴い、当該工事の使用資材が品薄状態になり、資材の製造工程のおくれにより、調達が間に合わなかったことによるものでございます。

委員会資料 2 ページに戻っていただきまして、契約額 1,625 万 9,400 円に対し、前払い金として 480 万円の支出をしておりましたので、残額の 1,145 万 9,400 円を繰り越したものでございます。

これにつきましては、3 月議会で補正する暇がなかったため、事故繰越しとし今回御報告するものでございます。

以上、報告第 3 号 繰越明許費繰越計算書及び報告第 4 号事故繰越し繰越計算書の建設課関係分の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

藤田昌隆委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

中川原豊志委員

それぞれ説明を受けたんですけども、恐れ入りますが、それぞれの工事の進捗状況と完了予定を、ちょっとそれぞれ教えていただけないでしょうか。お願いします。

内田又二建設課長

橋梁長寿命化事業については、現在、進行中の事業でございます。

平田・養父線道路改良事業につきましては、4月末に移設の完了をしております。

大刀洗・立石線道路改良事業につきましては、6月に入りまして、地権者との条件面の整備が整いまして、契約に至っております。

西新2号線道路維持工事につきましては、5月の中旬に工事の完了をしております。

以上でございます。

中川原豊志委員

西新2号線については、5月に完了ということですが、それぞれ工事の完了予定、工期、それぞれの。

例えば、橋梁長寿命化については、繰り越した分は平成26年の何月ぐらいまでをめぐりに工事が完了するとか、平田・養父線については、電柱が移設したんで、県の事業になってるかしらんけども、完了はいつを予定しているとか、大刀洗・立石線についても同じように、ちょっと工事の完了予定をお聞かせ願いたいと思います。

三澄洋文建設課土木係長

それでは、個別の路線について、具体的に説明いたしたいと思います。

橋梁長寿命化の平成25年度補正につきましては、橋梁、詳細設計ということで繰り越しをさせていただきまして、現在、契約をいたしております。5月末に契約をいたしまして、履行期間としましては、9月の中旬までということで、今の繰越額につきましては、履行したいということで進めております。

次の平田・養父線でございます。こちらにつきましては、市の工事、県への委託部分でございますけども、これが4月の25日に完了しまして、一応セブンイレブン前は、おおむね形ができたものと思っておりますけども、乗目交差点から南と言いますか、平田方面ですけども、あちらが県の工事になっておりまして、今の事業区間につきましては、おおむね8月頃までに完了する予定ということでお聞きしております。

続きまして、大刀洗・立石線でございますけども、こちらにつきましては、先ほど課長のほうから話があったように、用地補償物件がちょっと残っておりますから、こちらにつきましては、工事がちょっと着手しておりませんが、そこにかかわらない部分、国道分の右折レーンの設置に伴って、国道の一部工事があるんですけども、それをおおむね7月ごろに発注したいというふうに考えております。

本年度はそれを進めながら交差点の接続、市道と国道との接続部ですね。そちらのほうに移って信号機の移設等を進めてまいりたいというふうに考えています。

一応平成26年度完了の予定で、現在進めているところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

はい。ありがとうございます。

じゃ、ついでに、ついでにつちゅうか、西新町、西新2号線の道路維持の分の、資材の不足というふうなことなんですけども、やむを得ない事由というふうに判断されてのことだと思いますが、事前にある程度そういうふうな状況も勘案できたかなと思うんですが、請負業者等の責任というとなんですが、契約関係の補償料だとかそういったものについての問題は生じていないのかっていうのと、今後、ほかの公共工事において、このような資材不足が生じるような、工期が伸びるような懸念があるような工事というのがないのかどうか、ちょっと確認を。

藤田昌隆委員長

挙手をお願いします。

内田又二建設課長

西新2号線道路維持工事につきましては、資材の調達のおくれということで、うちの見通しも甘かったというところもありますけれども、工事の資材の調達のおくれで発生したのはこれ1件でございます、他の工事については順調に工事が完了しております。

今後こういう情報収集等に努め、こういうことがないよう努めていきたいと考えております。

特に補償のお話とかはあってはおりません。

藤田昌隆委員長

はい、よろしいですか。

はい。ほかに何かございますでしょうか。

齊藤正治委員

道路整備の、今後の予定が、計画が立ってないということだったと思うんですけども、その判断はもうする必要はないと思われているのか。それとも、まだあるんだけど、計画がないということなのか、どちらでしょうか。

内田又二建設課長

一般質問の中でも御質問があってございましたけれども、現在、新たな整備する道路は持ち合わせてませんが、都市計画の計画変更に伴う道路の見直しをやっておりますので、それについては、新規に動き出す可能性はございますし、今後、市内の状況を調査しながら、新しい道路を整備するところを選定していきたいとは考えております。

齊藤正治委員

その市内の道路の状況を、どういうふうに把握されているかっていうのがよくわからない

わけですよ。

基本的にこういった補助事業で上がってきてる分はわかるわけですけども、そうでなくて、市内各所に道路があるわけで、それが全体的にやっぱ狭いというところについて、その方策を、計画を今後どういうふうに整備されていこうとされてるのか、計画があるのかなのか教えてください。

内田又二建設課長

今のところ、先ほど申しあげましたように、新たに整備するところはちょっと持ち合わせておりませんが、今後検討していきたいと考えております。

齊藤正治委員

もう端的に申しあげますと、例えば村田地区の——何と言いますかね——市街化区域内の市道が非常に狭くて、なかなか建築ができないと、そういうところもあるわけですね。そういったものについて、市の責任としては、どのようにお考えになってるのかよくわかりませんが、

一時、田んぼを寄附してくれれば、工事はやりますよとか、そういった話があったわけですけども、そういったところについては、もともと市街化区域内は、市道を整備、幅員が狭いところは、当然市の負担において、すべきであるというように思いますけども、その点についてはどのような見解……。

内田又二建設課長

確かに、道路事業なり街路事業で行うときは、用地補償、用地代の支払いが伴いますけれども、これについては幹線道路ということで、公共性が高いという判断のもと行われる事業だと認識しております。

一般市街地の市道につきましては、建築確認等、新しく建てられる道路についても、セトバックのお願いを、狭い道についてはしておりますし、そういった基準で用地の提供をお願いしているところでございます。

齊藤正治委員

ことし異動されたばかりだからあれですけども、もともと鳥栖市のやり方が、基準というのは、例えばその寄附せなごて、広げられんばいというところと、市あるいは国の補助等々も使いながら、道を広げるとこと両方あるわけですね。それについてきちんとした基準がないわけですよ。恐らくないと思うんですけども、ありますか。

藤田昌隆委員長

答えられますか。

内田又二建設課長

先ほど申し上げた基準で判断しているところでございます。

齊藤正治委員

非常にあいまいな基準であるわけですが、結局人口がふえますよって言ったときに、都市計画の見直しもちょっと置いといて、どこにふやすかっていうと、農地が余ってるから都市計画を見直さなくていいっていうような言い方をしますよね。だけど、それは道路整備がきちんとできてないのに家も建てられないのにね、人口増って、住宅なんて建たないはずなんですよ。

そういった点について、寄附してくれとかどうとかこうとかって話じゃなくって、幹線道路ということよりも、もう今、極端な話言うと、農道でも、久留米とか通勤とか、旭、下野あたりも非常にひどいわけですが、そういったところでもですよ、金も払わずに、みんなあれは、地権者が負担してから農道っていうのはできてるわけでしょうが。

だからそういったところについても、どんどん走らせてる。それを何にも感じないっていうところに一つ問題があるのかなっていう気がいたしますけども、その点についてはどのように……。

藤田昌隆委員長

その辺は、部長が答弁されたほうがいいんじゃないかと思うんですが。両方とも来たばかりで大変なんだろうが。

詫間 聡建設部長

齊藤委員の御質問にお答えいたします。

道路整備の全般的な計画性からと、現在の市内の道路の状況について、また、各市街地の中での道路の拡幅、用地の提供並びに寄附の関係、あと、現在の市内の交通の関係全般にわたった質問だということで今理解をいたしておるところでございます。

一般質問の中でも、現在の道路事業の関係についての計画をどう思ってるのかというふうな質問もちょうだいしたわけでございます。先ほど建設課長のほうも答弁をいたしましたとおり、現時点において、今後の道路事業計画、本市の道路事業計画というのは持ち合わせてないというのは確かに事実でございます。そして今後どのように取り組んでいくのかという御質問もいただいている中で、現在、国並びに県の中で進めている状況、果たしてその中で、本市の道路行政として、それが十分であるのかっていう中では、執行部側と建設部の中では十分であるかどうかっていうのは、素直に認めざるを得ない。

確かに交通渋滞の関係、私どもも市内に居住し、仕事をしながら、仕事を進めるわけでございますけれども、そういった中で、道路の事業計画、今後進めてまいりたいというふうな決意的なものの答弁をさせていただいたところでございます。

また先ほど、齊藤委員の中の質問の中の村田の町の、例えば一部の市道の拡幅関係、従来であれば、市街地の中で、寄附等をいただいた中で、交差点の改良関係、隅切りの用地提供並びに用地拡幅してきた経緯もございます。

その場合によって、用地補償関係の中で、金銭的に用地取得をした経緯等もございます。また、寄附等で対応した経緯等もございました。

その具体的な規程がどこにあるのかわかると言われますと、先ほど御指摘いただいているように、明確な基準等がないというのも認識しております。

例えば、一級市道等の幹線道路の中で、寄附をお願いしますということになりますと、例えば、路線価の問題とかいろいろな土地の価格等もありまして、寄附というのは当然考えられないというのは、ここは明白でございます。

しかしながら、本市の中の一級市道から三級市道まで、ましてや農道に近いようなところの中で、一概的に、この場合は金銭補償で用地を取得するのか、また物件等があるケースもあると認識はいたしております。

そういった中で、基準等が明確に示せるようなところを今後調査研究をしてみたいと思っておるところでございます。

また、市内、例えば通過交通の中で、県道並びに国道等を通過するのみならず、脇道、抜け道等を使って農道等に入ってくるケース等も確かにございます。

そういったものを含めながら、今後、市内の交通関係、確かに、国道3号等の大きな動脈等の、道路改良事業というふうに進んでおりますけれども、本市の立場として、道路管理者として、今後、市の全体的な道路行政踏まえるために調査研究はしてみたいというふうに思っておるところでございます。

以上お答えとさせていただきます。

齊藤正治委員

今御答弁いただきましたけども、要は、自分……、この鳥栖市のね、鳥栖市をどうしていくかっていうことは自分たちで一生懸命考えていか……、道路の問題もそうですけど、河川の問題もそうなんですけども、しかしながら、その考えていくところの部署がなかなか今まで動いてなかったっていうこと。これは事実認めていただかないといかんわけですけども、そういった観点からね、やはり特に村田の話をしみますと、要は、都市計画税を取ってるわけですよね。都市計画税っちゅうのは、受益者がそこに受益があるから、都市計画税取るわけであって、それはあくまでも目的税、それはもう要するに公共、道路の整備とか河川の整備とか、そういったものに当然使われていくわけですけども、それが長年、昭和48年からね、都市計画打ってから今日まで、何らそういう手立て、道路の整備もできてないということで

あれば、そこに住んでる人たちは税金を払うだけの話で、何も整備が行われてないと。これは非常に不公平感っていうか、税金に対する、そういった不満がたくさんあるわけですけども。

そういったことをやっぱり、市としても全般的に見渡して、要するに、どういうふうな、地域、この地域がこういうふうなやっぱ整備をしていくんだっていう、そういったものをやっぱりつくっていかないといけないのではなかろうかと、もう具体的にね、そういう時代にもう入ってきてるわけですよ。だからそれをやっぱり今までと違った形で具体化して、計画を早急につくっていただきたいというように思っております。よろしく。

詫間 聡建設部長

道路行政並びに都市計画事業、あと土木事業、全体的な御指摘をいただいたということで、今後、対応も考えていきたいと思っております。

まず、都市計画税の関係につきまして、本市における都市計画事業として、公共下水道事業、こちらについてもおおむねほぼ完了してまいっていると。特に、公共下水道事業の中にも、都市計画税の区域内、都市計画税を事業を支弁しながら事業をやっていくっていう事業がございます。こちらについても、ほぼ事業が終わった中で、ならばこの都市計画税を今後、徴収するに当たり、じゃあその目的税としての意味合い、今後使うべき、税ということになれば、御指摘のとおり、今後都市計画事業の都市計画道路関係とあと、そういった公園、いろんな都市計画上ございますけれども、当然その分の事業にやっていくべきものだと思っております。

本市においては、新幹線開業からもう3年になるところでございますけれども、そういったインフラ整備もできてきておる。確かに、道路関係がおくれておるといふこと認識をいたしております。

今御指摘いただいた中で、今後、土木全体面として頑張っていきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

藤田昌隆委員長

はいどうも。

よろしいですか。

齊藤正治委員

はい。

内川隆則委員

関連してね、私いつも思って、ときどき言いはしてるんですけども、建築許可確認が県

の土木事務所たいね。4メートルありゃよかよっちゆうて、図面だけ見てね、現場も見らんで土木事務所は許可するたいね。

そうすると消防自動車でも曲がりきらんような角があったりするわけよ。そういうところを、あとを尻拭いせないかんところは市になってくるわけよね。

だから、そういう建築許可確認でも市のほうでできるようにすれば、いわゆる住宅を建てる業者などに、こうでなければいけませんよっていうふうにすると、その辺のあり方っていうのも、今から先、必要じゃないかというふうな思いがしますので、合わせてよろしく願いしときます。

藤田昌隆委員長

答弁必要ですか。

それでは、要望ということで。

西依義規委員

私、一般質問を聞いていて、要は、市街地に農地とか、まだ余ってるから、歯抜け状態になって、乱雑な開発を生むっていう発言があったんで、これは今言うべきかわかんないんですけど、もう僕も聞いてて、あれ宿題と思って、もう記憶に残ってるんですよ。

そのために、じゃあ建設課として、違う課として何をやったかっていう、ここ何カ月間で……、僕は皆さん注目されてると思うんで、何らかの動きがないと、あきらめ感とか、がっかり感が余計するんじゃないかなと思って。

じゃあ中心地に土地が空いてるから、先ほど議長おっしゃったような、道を広げるような計画をつくりますとか、何かそういった動きは私はやはり必要だと思うんで、言ってあの場で終わって、あと3カ月っていうのだけは、できたらないほうがいいんじゃないかなと思いますんで、ぜひよろしくをお願いします。

すいません、伝わってないですね。

そこに農地が余ってるからって言って、民間の立場とか買う立場になって、要は立たんとか、もう開発が、不動産屋さんとか気持ちになってみれば、要は売れんわけですよ。売れんには何らかの理由があって、売れるとこは、下手したら、市街化調整区域のもしこの辺がきれいになれば、こっちのほうが売やすいと、いっぱいあるんで、その辺のなぜ売れてないとか、なぜ空いてるのかっていう分析はされてるんですかね。市街化の中に。

ここはこの課じゃないですかね。道路は違います、都市整備ですかね。

藤田昌隆委員長

いいと思いますよ。

西依義規委員



都市整備課

議案乙第 18 号 平成 26 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 1 号）

藤田昌隆委員長

これより、都市整備課関係議案の審査を始めます。

初めに議案乙第 18 号 平成 26 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

執行部の説明を求めます。

野田 浩都市整備課長

議案乙第 18 号 平成 26 年鳥栖市一般会計補正予算（第 1 号）で、都市整備課分について御説明させていただきます。

委員会資料の 3 ページをお願いいたします。

歳出分でございます。

目 2. 公園管理費、節 13. 委託料につきましては、都市公園内の枯損木伐採剪定に要する費用で、ことしの 4 月中旬に発生しました神奈川県川崎市の商業施設内の街路樹、ケヤキの植栽後 36 年が経過した直径 10 センチ、長さが 9 メーター、重さが 20 キロの枝が折れまして、幼稚園に通う女の子の頭を直撃したニュースを受けまして、市内 25 カ所の都市公園を点検した結果、朝日山公園、田代公園ほか 5 公園で 222 本の枯損木を確認いたしました。

車道、管理用道路及び遊歩道沿いで、公園利用者の安全確保を図るため、緊急に伐採及び枝落としを実施するための費用として 200 万円の補正をお願いするものでございます。

別紙の資料の 5 ページをお願いいたします。

主要事項説明書でございます。

目的、公園内における倒木のおそれのある枯損木を伐採または枝落としすることにより、公園利用者の安全を確保します。

事業内容でございます。上の朝日山公園芝広場の写真の分でございます。池西側の遊歩道沿いにあるクスノキ。幹回りが 70 センチ、高さが 10 メーターほどでございます。根本の部分につきましては、新しい新芽が出てきておりますが、もう 1 メーターぐらい上からは全部枯損しております。

下のサツキ公園でございます。これは、鳥栖駅東区画整理事業で設けました街区公園で、

桜の木が折れている状況を撮影したものでございます。

内容といたしましては、朝日山公園、藤木公園、サツキ公園、市民公園、東公園、梅坂公園、田代公園、おのおの枝落としと伐採の本数を上げております。

よろしく願いいたします。

藤田昌隆委員長

説明のほうは今は終わりましたので、これより質疑を始めます。

樋口伸一郎委員

この伐採か枝落としでもどちらでもいいんですけど、ここ範囲としては人が寄るようなところとか通路とかの範囲ですか。どういった範囲での本数ですか。

野田 浩都市整備課長

車道、管理用道路及び遊歩道沿いで公園利用者が頻繁に通られる部分でございます。

藤田昌隆委員長

ほかには。

西依義規委員

この金額の根拠は、200万円の根拠というか、どういう積み上げっていうか、計算方式で200万円なんですか。

野田 浩都市整備課長

この新聞報道を受け、報道を受けてですね、年間委託を行っている業者さんと職員と回りまして、見積もりを提出していただいております。その積み上げ、100%ではございませんけど、その積み上げでございます。

西依義規委員

この木の問題っていうのは、公園以外にも考えられますかね。

例えば、どっかの市道に、なんかの木がこうガタッといっとるとか、これはやっぱ部署で担当が違うんで、例えば市道の上に木がこう出てるのは、建設課か何かそういう役割で、部として何かそういう一貫した、この木の安全性っていうのに取り組まれたんですか。それともその公園だけはまずしょっぱなやったのかっていうのはどうなんですか。

野田 浩都市整備課長

建設部といたしまして、道路の街路樹と公園の樹木を、各々課により点検をしております。

建設課の樹木につきましては、道路管理のほうでやられる部分が多いと聞いております。

以上です。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

西依義規委員

じゃあ道路のほうは、また違う予算があって、もうそっちでできたから、補正にてはのってこずに、こっちだけがちょっと当初になかったんでということですか。

ここに聞く話ですかね。すいません。

野田 浩都市整備課長

街路の樹木につきましては直営で、枯れた幹ごと倒したりできるぐらいのサイズでございますので、この公園の分につきましては、高所作業車が必要な分でございます。

内田又二建設課長

街路樹については建設課で担当しております。

今回の事故を受けて、調査してはおりませんが、常時道路パトロールをやっておりますので、その際、古木等を発見した場合は、職員で対応できる分は職員で処理しておりまして、職員で手におえない分については、年間の管理費の中で対応しております。

以上でございます。

西依義規委員

この議案説明書の中に、「緊急的に伐採または」という文言があるんですけど、木が枯れるってことは緊急的なんですかね。

常時あるとこと、今までじゃあこういう予算をつけてきていらっしやらなかったのかどうかっていうのは、そこはいかがなんですか。木って枯れるもんですよね。枯れたり……。

野田 浩都市整備課長

先ほど言いましたように造園業者さんのほうに年間管理をしていただいております。

その中で、台風後の見回り等とかで、風倒木につきましては、対応してる部分が主でございます。

去年は葉っぱがついてたけど、ことしはついてないというので大体、枝が枯れているとかというのは把握できますが、中がうろになって、空洞になってるやつにつきましては、目視とかでは確認できませんので、そういうのが、風が強いときとか、台風等で倒れる部分、そういうのを主に年間管理の中では、対応していただいている部分でございます。

西依義規委員

今までは、じゃあ年間管理費の中に、この枯れた木の処分っていうか、処理は入ってなくて、ことしから、ことしだけ、たまたま枯れた分の伐採とかをのせたんですか。

年間管理のやる、業者がやっていただくことの仕事内容の中には、この枯れた木のは入ってないってということですか。

野田 浩都市整備課長

はい、含まれておりません。

西依義規委員

っていうことは、何年かに一回、こういった予算が計上されるっていうことでいいんですかね。

今回たまたま、でもこれ以上、今後この予算は計上するっていうのは、僕が言ってるのは、そういった定期的にとか、計画的に、こういった常に安全性なのか、いやいやニュースにあつて、話題になったから、いやいや、やばいんでこれをするって。

また一時、これが静まったら、一時何もなくて、また何か話題になったらするというスタンスなのか、いやいや5年に1回とか10年に1回とか、そういう何か整備計画があるのかないのかは、じゃあお聞きします。

野田 浩都市整備課長

今後は、今回緊急的に、本数的にも十分な分の補正をつけていただいておりますので、次回からは、年間管理の中で、対応できる部分については対応していきたいと思っております。

それで、緊急的にでかい、おっきい木とかを発見したときには、またお願いする、補正でお願いする部分が出てくるかもわかりません。

西依義規委員

僕、前、一般質問でちょっと公園のことを御質問させていただいた経緯がありまして、鳥栖市が管理する公園の年数というか、何年にできてっていうような一覧っていうのはあるんですかね。

今、例えば、この公園はできてもう30年以上、もう50年ぐらいたつてるとか、いやいやこの公園はぱっと見て例えば田代公園と弥生が丘の東公園じゃ全然年数が違うし、その辺のお金のかけ方も違うと思うんで、その辺は市として把握されて、そういったのも加味して、されてるのかどうかはいかがですか。

野田 浩都市整備課長

西依議員おっしゃっている部分につきましては、都市公園一覧というのがございます。25の都市公園の名称と、種別、所在地、計画面積、あと供用開始の時期と供用面積と書いてある、1枚の紙、ございます。

西依義規委員

いや、それでは把握を、すいません、それで把握をされて、今回、木の問題ですけど、ほかの遊具とかほかのベンチとか、そういったのも含めて、例えばそのコンクリートこれぐらい持っていこうっていう、風化してっていう部分まで含めた、僕は公園管理だと思うんで、そういったのも、ぜひとも一から、トータル的に、これを機にさせていただきたいなという要

望です、はい。

中川原豊志委員

関連、関連つちゅうか、これしかないんだけども、今回、都市整備課のほうから予算が上がってきてるんですけども、これは、建設部として、樹木、道路も含めたところでチェックをしようというふうになったのか、鳥栖市として、建設部以外にも、例えば、総務は総務でいろんなアパートだとか公園だとか管理しているところがあると思うんですが、市としてね、まず、チェックしなさいというふうなことで今回動いたのか、どっちなんですかね、まず。

野田 浩都市整備課長

財政との予算の協議中で、建設部で協議をした上でという話はございました。

あと市全庁と言われると、その辺はちょっと存じ上げておりません。

中川原豊志委員

市全体で、やっぱりその辺はね、チェックして、総務部が管理してる樹木とか公園とかもあると思うんで、それもまずやるべきじゃないのかなというふうに思うんですよ。

総務が管理している中に、例えば、各自治会の、例えばお宮とか、そういったお宮がどうなのかわからんですけどね、公民館はあれですけど、そういったところに自治会のほうにも、やっぱり子供たちが遊ぶ場所としてあるんで、そういったところもやっぱり樹木の管理、点検をするような指導して、対策を練るような動きをするのも必要じゃないかと思うんですよ。

もし市全体でそういう動きがなければ、ぜひ部長のほうからでも、そういう要望をするようなこともあっていいのかなというふうに思います。

西依義規委員

さっきの市道にかかる木の話なんですけど、私の用地の木がですよ、ぐうっと市道の上のほうに出てきて、枯れてはいないんですけど、ちょっとこう暗い状況になってる。そういうのを、じゃあ伐採したり、しなさいってというような受け皿っていうか、担当は、市民の方はどこにそれを言って、もちろん個人で切らないかん話でしょうけど、そういうのはどこに言って、だれが個人の宅に行くんですかね。

すいません、これ関係あります、すいません。

内田又二建設課長

市道は建設課で管理しておりますが、市道に伸びた枝等の伐採については、民地側の枝になりますので、うちとしては所有者を調べて、伐採の依頼をしているところでございます。

西依義規委員

依頼っていうか、もうお願いベースでしかやっぱりないんですね、幾らやっぱ、その土地の方がいやいやって言ったら、もうお願いするしかないですよ、それは。

藤田昌隆委員長

はい挙手。

内田又二建設課長

一般の人の所有物になりますので、うちが強制的に排除するわけにはできないと考えております。

藤田昌隆委員長

じゃあ補足で、私、質問いいですか。例えばね、地元の人がその地権者に、要するに土地を持って、枝がこう出てる人に言いにくいと、非常にね、というときに、じゃあ建設課のほうから、その持ち主の方に木を切ってくださいと、こういう理由で、葉っぱがね、どんどんよその敷地内に落ちてるとか、暗いとか、ね、防犯上、痴漢が出やすい雰囲気になるとか、そういうことがあるんで、切ってくださいというのは、市役所のほうでびしっと言ってくれるということですよ。

内田又二建設課長

近年、危険な空き家対策条例を制定いたしております、主管はうちでございますが、空き家の場合、そういった危険な、防犯上危険、火災が発生する恐れがあるとか、そういうところについては、同じように所有者を調べて、草刈りなり樹木の伐採なり、また倒壊の恐れのあるものについては、除却等のお願いをしているところでございます。

藤田昌隆委員長

ということは、一応お願いして、ほんじゃあその持ち主、要するに地権者がよ、その木をね、例えば、高いところにあるんで、クレーン車とかああいうのを使わんと切れんという場合、金がかかるけん切らんといった場合には、市としては、そのあとはどういう、何回もただお願いするだけですか。

内田又二建設課長

条例では、そこまで踏み込んだ罰則規定等がございませんので、お願いの段階でとどめております。

藤田昌隆委員長

ということですね。はい、わかりました。

あと1点いいですか、聞いて。

お許しが出ましたのでちょっと、あれなんです。

非常にですね、さっき公園管理ということで、いつも私、不思議でならんのが、草切りとかどうのこうのっち言うて、草切りながら、例えば、枝が折れたときには切るとかね、そういうのが管理であってね、いや、私は草刈りしかしとらんから、下の草しか切りませんとか

ね、わけのわからん管理をしてる気がするんですよね、どうしても。

そいで、ここに田代公園の 135 本、129 本が枝打ちで伐採が 6 本もあると。非常に本数も多いし、ということは、これは何も田代公園を管理してないと、今まで、樹木が伸びろが、ね、という証やないですかね、これ。

この辺の管理は、ほんじゃ田代公園を、じゃあ年に何回草刈って、そいで樹木の管理、何回したのかぜひこの田代公園を含め、何回草切って、どういう管理をしたのか、年間で、わかるような一覧表はできますか。

ほったらかしやないかというふうに私は強く感じてるんですがね。

古賀芳次都市整備課長補佐兼公園緑地係長

今、委員長にお答えしますけども、一応年間管理を発注をしております。

業者のほうには、今御指摘の田代公園ですけども、一応設計書の中では、私ども委託の中では、剪定が年に 1 回、それから、除草、これが年 4 回、それから消毒が 1 回という程度で委託をお願いしてはおります。

この中で、今おっしゃった目線的に人が歩いて危ないような、そういうような枝というについては、この中で、業務をしていただくということで、この大きな、今御指摘の 129 本とか 6 本というのは、大きな、今、桜の木が相当年数をくっております。これが、一つは自然的に老木になって、やはり風雨にもてないというふうな状況がございまして、今回、課長が申したように、事故等のきっかけというふうなことで、今回、さらに調査をして、こういうふうな、本数を確認したというところで、今回お願いしているところでございます。

以上です。

藤田昌隆委員長

今、年 1 回伐採っていうか、したって言われましたけど、ほんじゃ緊急に、出たときに、こんな本数が出てるっちゅうことは、日ごろ、じゃあその剪定をしたって言われますが、年 1 回きちんとしとけば、こういうのも、こんな本数は出てこんと思うんですよ、きちんと管理しとけばね。

ところが、139 本もどうのこうのっちゅうて出てきよるのに、年 1 回してます、草切り年 4 回やってます、言われますけど、どういうそのあれですか。内容をぜひお願いします。

古賀芳次都市整備課長補佐兼公園緑地係長

年 1 回と申し上げても、すべての樹木に対して 1 回ということではございませんので、例えば、ことし 50 本とか 30 本とかいうことで、ゾーンでこういうふうにしておりますので、これをローテーションとか、縁石、遊歩道の近くを中心をやっているような状況で、すべての樹木に対して年 1 回というのは、伐採、剪定等は行われてない状況でございます。

ただし草刈り等については、面積をほぼ網羅するような形でさせていただいておりますのが現状でございます。

藤田昌隆委員長

ほいじゃ田代公園内の、その今、ゾーンを決めてっていうことでしたけど、全部終わるためには、ゾーンの的にいけば、何年かかって1回なんですか。10年間ですか。

野田 浩都市整備課長

この剪定っていう部分を設計書に反映しております。

剪定の中にも高木剪定と低木剪定ですね。低木って、ツツジみたいなやつ。あれは毎年やっている部分でございます。高木剪定につきましては、さっき言ったように、本数がたくさんございますんで、ローテーションを組んでやっているような状況でございます。

この剪定というのは、もう主なやつは低木、ツゲとかツツジとか、そういう部分の剪定でございます。

藤田昌隆委員長

あのですね、私言いたいのは、その管理という中で、いや私はね、さっき言ったように、草だけしか切りません、枝がこうおりてきても、それは切りませんというのと一緒ですよ。

私はツツジしか切りません、低木しか切りません。上からしとる木が枯れとっても、これは知りませんと。それでいいんですかということですよ。

野田 浩都市整備課長

私、先ほども申しましたように風、台風のと、本当に田代公園、朝日山につきましては、台風たんに風倒木が出てまいります。

その分の対応を年間管理の中で、ある程度お願いしておりますので、なかなかその奥まったやつとかちゅうのができない状況でございます。

今回、高所作業車をもちまして、一定量の枝打ち、枝落としをこの業務で行うようにしております。

藤田昌隆委員長

わかりました。

樋口伸一郎委員

この公園管理費の今回に関しては、ニュースを受けて、枝の事件っていうか、事例があって受けてると思うんですけど、先ほどからのと関連するんですが、ほかにも公園の中には危険箇所等がいっぱいあると思うんですね。例えば崖とか法面とか溝とか段とかいろいろ、草も含めて、いろいろ危険箇所等はあると思うんですけど、今回はその枝、樹木っていうことに絞って、その中で一括してやるとやっぱ時間もかかると思うんですね。なので、今回の樹

木に関しては、それでいいと思うんですけども、今後のほかの危険箇所、同じ公園で絞れば、そういった危険箇所の管理のチェックっていいですか、それと樹木以外の、そういった計画とかはいかがですか。今後ですけど。

野田 浩都市整備課長

市の公園、児童公園、開発公園、都市公園も含めまして、月に1回、直営で点検をしています。（「直接ですか」と呼ぶ者あり）はい。その中で、遊具につきましては、更新の時期をもう過ぎたやつとか、近いやつ、あとブランコのチェーンの減り具合とか、その辺を把握した上で、毎年予算に要求をしておる状況でございます。

樋口伸一郎委員

そしたら、そういった取り組みを一括でなくてもいいんで、分野分野で分けてもいいんで、きょうはこの危険箇所を、法面の危険箇所とか、溝でも何でもいいですし、遊具でもいいですし、そういった分野分野分けて危険箇所を割り出して行って、こういった形で予算をつけながら、いろんな分野で、樹木以外にも危険な場所があると思うんで、公園っていう一つの名目でおいた上で、安心安全に使える場所になるように計画を立てて、樹木以外にも、委員長もおっしゃってたように、草だけとかでもなく、偏りのないようにしていただければっていう要望で終わります。

藤田昌隆委員長

いいですか。

樋口伸一郎委員

はい。

藤田昌隆委員長

ほかに。

齊藤正治委員

今度は都市計画の見直しについて若干御質問をさせていただきたいと思います。

先般、一般質問の中で、鳥栖市の方針がどの程度反映されるかということに対して、今、調査業務が行われているわけでございますけれども、県と随時協議を持つこととしておりますので、その中で反映させていきたいと考えておりますというような御答弁があったかと思うんですけども、その反映させるという内容については、どのようなものをどのように反映させていこうとされているのかっていうのをちょっと教えていただきたい。

野田 浩都市整備課長

反映っていう部分でございます。

一般質問の答弁でも答弁しましたように、まず、市街化区域の拡大っていうことになると、

人口フレームによる 10 年後の推計による市街化区域の面積の拡大ですね。あともう一つが産業フレームによる拡大というのがございます。

鳥栖市としては、限りなくおっきい数字をほしいんですが、農林調整とかその辺の状況もございますので、できるだけ拡大できる部分は拡大するっていう方向で協議をしていきたいと考えております。

齊藤正治委員

拡大するということは、いわゆる市街化区域をふやしていくということ、調整区域を減らしていくということですけども、産業フレームと人口フレームをどういうふうに見てあるかということについては、何を根拠にどういうふうじゃあ……、例えば産業フレームということでは、産業フレームっていうのは、どういった内容になるんですかね。

野田 浩都市整備課長

今まで、昭和 48 年以降、基礎調査もずっとしておりまして、拡大については、人口、将来の人口がこれくらいになりますので、あとこれだけ必要ですという手法で、今まで市街化区域を拡大してきております。

今回は人口も順調に推移をしております。10 年後もまだふえるであろうという推測もございますが、今物流とか、流通系、その辺の事業所の数とか、従業者数とか、その辺を加味した区域の拡大もあるということでございますので、両方を検討して、よりいい方向で拡大をしていきたいと考えております。

齊藤正治委員

産業フレームの拡大ということでございますが、ということは基本的に言うと、新産業集積エリアが、例えば 100%売れたとすると、じゃあ次の工場団地を整備していくということですかね。

野田 浩都市整備課長

今現在、新産業エリアについては、もう農政局の協議も終わっておりまして、次の段階に入るような状況になっております。

ですから、10 年後を見据えた市街化区域の拡大ということですので、その新たな部分も加味したところの拡大になると考えております。

齊藤正治委員

先ほど、市街地の拡大、見直し、5 年ごとに見直しを行ったと。今まで恐らく地区計画とかそういったこと以外は、要するに 5 年後の見直しにおいてね、拡大されてきた部分があるのかなと。現実に将来の人口を見越しとって言われるけども、人口を見越したり産業フレームを見越したりって言って、5 年後の見直しのときに、それをきちんと、じゃあこれだけで

すよっていうことをしてきた経過というのは、現実にあるんですかね。

野田 浩都市整備課長

はい、平成2年に北部丘陵、それはフレーム、(発言する者あり) いやいやフレームを設定した上で、185ヘクタールとか、蔵上の区画整理の部分とか、物流の部分とか、そのヘクタール分だけを拡大してきた経緯がございます。

あと既存のあさひ野、虹が丘ですかね、あの辺の部分、調整区域で宅地開発された部分を市街化区域に編入した部分もございます。

齊藤正治委員

それはそれとして、次に、農林業と都市機能との健全な調和を基本理念とする都市計画のまちづくりを考えると、線引き廃止をすべきでない状況ということでございますか、どのような状況でございますか。

野田 浩都市整備課長

線引きの都市計画区域というのは、市街化を促進する区域と市街化を抑制する区域っていうのに分かれております。

市街化を促進する区域の中には、まだ残存農地等もございますし、調整区域の開発が活発になると、その分のインフラ、行政サービス、その辺の関係を考えますと、今の線引きのままいかせていただきたいと答弁したところでございます。

齊藤正治委員

今の話は、線引き廃止すべき……、例えば廃止した場合に、そういったのが起こりうる可能性としてはないと思うんですけどね、要するにばらばらに、虫食いのとか、こうこういろいろ言われるけど、現実的には、それはそれなら用途地域の指定とかいろんなことをしていけば、そういうことないわけであって、もともと農地法は農地法であるわけですから。それと懸念されるような、材料っちゅうのは、僕はないと思いますけどね。

その点についてはどのように……。

野田 浩都市整備課長

用途だけをかぶせておくという方法もございますけど、用途だけじゃ防げない部分もございます。景観条例なり、あと特別地区計画なり、そういう縛りも必要になってくるのではないかというふうには思っております。

齊藤正治委員

まったくそのとおりだと思うんです。だからそういったものを整備しさえすれば、線引きを廃止しても、別に影響は受けないということなんですよね。

野田 浩都市整備課長

その辺の法的、条例的な整備も必要になるということであれば、このまま今の現線引きの都市計画区域のままいくのが望ましいのかなというふうに考えているところでございます。

齊藤正治委員

平成12年に国が出しております条例の都市計画の施行令で、線引きをするかしないかは、その都市で、そのまちで、要するに選択していいというようになってるわけですよ。その選択していいっていう事有的时候に、じゃあ、うちはそのどちらを選択すべき、線引きを廃止すべきか、例えば今のままいくべきかという議論は、恐らくしてないんじゃないかなと思うんですけども、されてますかね。

野田 浩都市整備課長

先ほど議員言われた分につきましては、政令指定都市、あと大都市圏と政令指定都市はその地元自治体の選択っていうことになります。

あとその他につきましては、今、決定権者である県の判断ということになります。

齊藤正治委員

だから、要は県の判断で、うちも今、県に半分以上おんぶに抱っこしながら、県の言われることを鵜呑みにしながら、鵜呑みって言ったら非常に失礼な話やろうけど、そういったことをしながら、鳥栖っていうのはでき上がってるわけですよ。

ところが、それを県が例えばしてきたとしても、今、人口問題もこの前からございましたけども、要するに今、75町区ある中でね、75か76ぐらいありますけども、その中で約6割がね、人口が減ってきてるわけですね。

これは新しいところはそうやって開発されたところはふえているけども、結果的に旧集落を含めて全部減ってきてると。

だからそれは、都市計画そのものがね、この昭和48年にうちは制定した、右肩上がりのときは恐らくそういう懸念が、乱開発と言われるね、あったのかもしれないけども、今こういう、静かに見てみると、ずうっと減ってきてるわけですよ。それは、どういうことかと言うと、この都市計画の法律そのものがね、そこら辺たいの市街地に対してはカバーしてるけども、そういう調整区域にはカバーしてないんですよ、これは。

そういう事実がもう現実には数字を見れば、もう出てきてるわけですから、うちとしては両方ともやっぱり活性化するようにしていかないかん。それをするためには、線引きの制度を廃止するしか、今の時点ね、廃止するしかないと思うんですけども、そこら辺たいを含めて……。

野田 浩都市整備課長

議員言われるように、線引きを廃止した自治体が十何、14か5ぐらいあったと思われます。

現実にその中で、人口がふえたという自治体は、まれな何地区かというのは聞いております。

齊藤正治委員

これは、将来のまちと言ったらおかしいけども、やっぱり自分たちのまちは自分たちでつくっていくんだっていう大前提に立った上で、佐賀県が鳥栖市のことを一所懸命、こやなこと言うたら失礼になるかも知れん、一所懸命考えてくれて、そしてやっぱ市街地も調整区域もね、こうしたらこうなっていてからいいですよというようなものをきちんと見せてくれるならいいけども、そういったものを見せてないわけですよ。

ということは、うちがきちんとしたものを、そういったものを自分たちでつくっていかないかん話なんですよ。

だから先ほど言われる、いろんなもの、景観計画とかいろんなものを整備しなくちゃいけない、要するに鳥栖市そのものの、マスタープランできてるのは佐賀県がつくってるマスタープランしかないわけで、鳥栖市独自でマスタープランつくらにゃいかんとですよ。

それをつくる中で、土地利用計画もつくって、そういったものも含めたら全体的の、調整区域も含めて活性化していくごと、人口、先ほど人口どうのこうの言われたけども、大体ほとんどのところがふえております。それはね。ずうっと見てみると。ただそれは長期的になっただけでいかないとできないわけですね。今のままでいきよったら、例えばそれぞれの集落は分家住宅の分家、要するに長男坊は、例えばあと、後継いだっていうのは、その系列は家建てられるわけですよ。ところが、次男坊とか三男坊とかっていうのはね、家を帰ってこようと思っただけで、建てられんわけですよ。だからそういったことはね、おかしいわけですよ。

だけど、やっぱりその、そういう集落の人口をふやすためには、やっぱり自分とこの孫とか子供とか、そういったことに、やっぱり帰って来てくださって言おうと思えば言えるわけですよ。それが一番いいわけで。だけどそれさえ言えないような状況が今の鳥栖市ですよ。

そういったことに関してね、やっぱり全部、だから線引きを外してしまえば、そういったことも解決していくわけであって、そういったことについて、どのようにお考え……。

藤田昌隆委員長

ちょっと議長。ちょっと心配するのは、要するに、今答えを、答弁されたのが、言っちゃ悪いんですが、言葉的に悪いんですが、部長、課長クラスでそういうものを返答していいものかという、ちょっとその辺の心配っていうか、あるんですが。

例えば、今後、何かあったとき、いや言ったやないかと、これはないかもしれませんが、きちんと答えるあれが能力があるのか、責任能力ですよ、責任能力があるのか、ちょっと心配になりましたんで。

例えばこれ休憩にしての話だったらいいんですが、いかがなものかと、ちょっと思いまし

午後 1 時 59 分散会

平成 26 年 6 月 16 日 (月)

1 出席委員氏名

委員長 藤田 昌隆

副委員長 江副 康成

委員 森山 林 齊藤 正治 内川 隆則

中川原豊志 西依 義規 樋口伸一郎

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第 19 条による説明員氏名

環境経済部長兼上下水道局長 立石 利治

環境対策課長 榎原 聖二

農業委員会事務局長兼農林課長 井田 勝

商工振興課長 佐藤 道夫

〃商工観光労政係長 向井 道宜

上下水道局管理課長 岩橋 浩一

上下水道局次長兼事業課長 辻 易孝

建設部長 詫間 聡

建設課長 内田 又二

〃課長補佐兼庶務住宅係長 倉地 信夫

都市整備課長 野田 浩

国道・交通対策課長 小柳 誠

4 議会事務局職員氏名

議事係主査 横尾 光晴

5 審査日程

現地視察

浄化センター消化ガス発電設備（真木町）

自由討議

〔協議〕

議案審査

議案乙第 18 号 平成 26 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 1 号）

〔総括、採決〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

いやいや、公園はどうせもうお金を生まないから、今ぐらいの現状維持でいいんじゃないかっていう、皆さんがどういうふうに思われてるのかをちょっとお聞きしたいなと思って、今回たまたま 200 万円の木の伐採のがあったんで、ちょっと関連もつけてでございます。

よかったら皆さんのお考えをお聞かせ願えればと思います。

以上です。

江副康成委員

まさしく、西依議員と同じような考えっていいですか、何かしなくちゃいけないんじゃないかなという気持ちを持ってるんですけども、執行部にお話聞くと、緑地の面積は非常に大きいと、ただし、例えば物流団地とかつくった場合に、緑地の確保の面積があるから、そこで、1人当たりの緑地が、事足りてるといような、どちらかという、傾向がある中において、公園の意義みたいなやつを、ちょっと私も、今回の一般質問のほうでさせていただいたんですけども。

やっぱり皆さんが、外部の人、当然市民に愛される公園でなくちゃいけないんですけども、外部の人にも胸張って、鳥栖に来たときにはぜひ寄ってよというよな公園を、一つ二つだんだん広げていって、多くつくっていく方向性に、やっぱり市民の意見というか、考えを一つ高めて、そういう意見をもとに、執行部のほうも計画的に整備していくという方向に、議会のほう、委員会のほうで、誘導じゃないですけども、そういうふうな後押しをできたらなあというよな意見を持って、私は思っております。

以上です。

藤田昌隆委員長

今の御意見に関して何か。

樋口伸一郎委員

私もおおまかには、公園とかの、他市の方とかにも、こういうところについていような公園はあって、賛成といいますか、なんですけど、やっぱり、今ある公園の整備とか、安全性っていうか、そういったのはまず一番大事じゃないかなと思ってます。

あと、今回の定例会の中で、人口問題とかが取り上げられてて、その中における、増加地区と減少傾向にある地区とか、空き家等々の利用等とかも出てたんですけど、そういったところにも、また今現在、公園のない地区とかもあるんで、そういったところでも、お子さん方を安心して遊ばせれるようなところが無い地域とかもあるんで、そういったところにも目を向けた上で、全体的な公園整備でやってほしいかなっていうふうに個人的には思います。

一応その中で優先順位をつけるとしたら、今現状ある公園の危険性、まずは安心安全を確保することが大事なのかなというふうに私は思いました。

中川原豊志委員

公園についてはね、僕も同じような意見なんですけども、ただ、安心して安全な公園というは当たり前のことなんですけど、ここ何回か、遊具のね、撤去というのがあったのは覚えてるんですよ。公園整備課のほうで。遊具の設置っていうのがないんですね。遊具をつくと、逆に挟まったりとか落っちゃげたりとかっていうので危険があるというふうなこともありませんけども、いろんなところでやっぱり遊具を設置している公園というのはあるんで、やはり公園整備の中に、子供たちが安心して遊べるような遊具というのも考えていくべきじゃないのかな。ちっちゃい子供さんをお持ちの方というのが、鳥栖でどこで遊ばせようかというときに、鳥栖にはそういう公園がないという話も聞きます。佐賀まで行く、久留米まで行く、太宰府まで行くというふうな、近隣で子供を安心して遊べる場所がないというふうな話聞きますので、そういうふうな安全な遊具の設置というのもあって、子供たちが遊べるような、施設の整備もしてほしいなというふうになんてちょっと要望したいなと思ってます。

内川隆則委員

私は賛成でもない、反対でもないんですけども。

今までも何回も私は言ってきたんですけども、つくるときは国県の補助金が出る。ところが、管理するのは自前でやらないかんということで、なかなか行き届かない部分が出てくる。そうすると、事故が起きたり、財政的な負担があったり、ほったらかす。

池田の堤ね、これ何年、バブルのころやったけん、もう二十何年ぐらい前に整備したたいね。それまでに整備するかしないかという議論はずっとあって、した。

ところが余りにも立派なやつをつくったもんだから、管理が行き届かんということで、普通の当たり前の公園みたいな感じに今現在なってしまったたいね。草むしつとがようやくやとつちゅう。

だから、そういう経験をしている以上はね、つくることに対しては、非常に私は抵抗がある。道路の緑地帯でも一緒やけどさい、ありゃね、うちにきの34号線は、年に1回しかしよらんと思うじゃん。もうそげんならね、もう一層のことコンクリートにせろつちゅうてから前から国道事務所に言いよるとばってんさい。そういう整備をきちんとせんね、草ぼうぼうになったような感じならば、もうアスファルトのまんまがうんときれいかつち。緑地帯はいっぱい山にもある、鳥栖は。田ん中もあるち。

だから、そういうことを踏まえた上で、つくるかつくらないかつちゅう議論をね、しっかりせんとでけんとなかなかろうかつち思いました。

藤田昌隆委員長

はい、ありがとうございます。

森山 林委員

今いろいろ意見が出ております。

まず、私は中央公園の件を、以前言いましたけども、あそこで今、ほかんところがなかもんじゃけんで、あそこでずっと遊びよったいね。その中で、あそこの中に、池ん中に入りよるわけ。だからあの件をこないだ一応言いました。防衛関係をしっかりしてもらわんと、子供が落ちたときは大変なことよと。そしてボールが落ちた場合に、都市整備の囑託の方が、上げてやりよったい。そいけん私はちょっこないだ担当にも言いました。あそこばやっぱりきれいな形でやっぱりしていただくということも一番あいかなあっちゅうことが一つと。

それから基山が、立派な、あそけ公園がちょっとあるわけですよ。道もきれいできとる。城戸からこっちに抜けるとこの。あそこに遊び行きよつとよ、鳥栖から。

藤田昌隆委員長

東公園ですか。じゃなくて。

森山 林委員

じゃなし、東じゃなし。城戸から。「東明館の向こうです」と呼ぶ者あり)

藤田昌隆委員長

はいはい。

森山 林委員

あそこが結構ね。あそのあい、道も立派にできとることが一つ。

やっぱり大きくなつとる。もう鳥栖から行きよるもん、あそこさい。うちの孫どんも、基山のあそこなら行くと。鳥栖にはなかと。鳥栖はやっぱ中央公園っちゅうとの大きなのあるけん、遊具施設ももちろんばってんね、やっぱりしっかりしてもらわないかんと。

それから、やはり道路。道路が、今までの既存の道路の狭かところをやはり何らかの形にしていかんと、離合もでけんと。もう基山のほうがよっぽど立派な道ができておると。それは強う、もう何回でん言わる。

こないだからも意見ば言うてもろたばってんが、もうとにかく幹線道路、幹線道路と言えどももちろんばってんが、やはり既存にあったあの道をちょっとやっぱ、ふやしていかならば、ただセットバックだけでのこうこうじゃちょっと間に合わん。お願いしてでもね、やっぱりしていかんと、消防自動車が入らんと、救急車が入らないとなつた場合んときは、どっちが責任かということも起きるけん、それをちょっと言っておきます。

藤田昌隆委員長

はい、ありがとうございます。

よろしいですか。「言うちゃでけん」と呼ぶ者あり) いやいやいや。(発言する者あり) い

やいや。私、例えば公園にしても、都市公園とか遺跡公園ね、いろんな分け方してあって、いやここは教育委員会ですよと。こっちは建設です、わけがわからんち。

そいでもう公園とか、例えば道路の緑地帯が、樹木まで含めてね、そういう管理を1カ所できちんとできるような、もうまとめて、いやこれは教育委員会とか建設じゃなくて、もう、一本化して、建設なら建設に一元化するということが一つと、それと公園管理、金曜日か、言いましたけど、公園管理って言ったら管理という言葉は、公園内にあるすべての樹木なり、全部草まで管理するのが、私、公園管理だと思うんですよね。いや低木がどうのこうの、高い木はどうのこうち。

だからもう委託を例えば年間1,000万円なら1,000万円でしてくださいと、すべて、管理まで。さっきあった、その遊具までできたらね、含めて、それなりの一元化してしないと、いやここはもう教育委員会で、いやこっち、いやこれは樹木は、低木しかだめですよち。わけのわからん。

要するに読めんですよね、全体幾らかかっているのか。全体が果たして、草切り、市役所が受けている草切りで、年何十回して、金額が幾らなのか、公園管理で樹木管理で幾らかかっているのか、総合算で幾らなっているかわかりませんってう感じがするんですね。

やはり私はもうこれに関しては、一元化して、主管の窓口を一本化するというのもういいんじゃないかなち。分かれ過ぎと思うんですよね。

だから、前、あそこの草切りは年幾らぐらいかかっただすかとか質問ありましたよね。余りにもばらばら過ぎて、わからんですよね。市役所で草切りで、年10回してます、20回してます。だから幾らです。公園管理、幾らしてます。幾らです、いう形でね、明確にすべきだと私は思います。

以上です。

西依義規委員

皆さんのちょっと議論聞いていって、確かにつくるときの維持管理も考えながらということとで、実際、どうやったら鳥栖市が公園整備に乗り出していただけるのかなというところについて、例えば、こないだ聞いてると、こういった公共施設の耐久なんかを洗い出して、計画を立てるといってお話があったんですけど、例えば公園についても、今、橋がありますよね、橋を、安全性を、全部ABCランクしてっていうのもあるんで、例えば公園についても、例えば昭和40年代からもう経って、ブランコもそんなままである公園と、最近の平成になった公園。今、鳥栖市にどれぐらい分布して利用度がどれくらいだっというような調査しながら、その維持管理も含めて、ここの公園はもう遊具取っ払って、もう平地にそのままして、地域の、勝手に使ってください、維持管理もしませんと、けど、ここはやっぱり、鳥栖市として

維持管理しますというところの、私も選択と集中が必要だなと思うんですけど。

そういった計画をつくってくださいということに対し、そういう順序が普通なんですか。もしこういうことやってくれっていうのは、どういった方向からいくと、要は鳥栖市が全体的な、公園の整備計画とかりニューアル計画を、もしするような方向に行くのかなと思うんですけど、その辺はやっぱり市民の方々の声が多ければそういうふうな流れになるんですかね。それについて何か。

内川隆則委員

こい、執行部がおらんけんね、いろいろ質問もできんけんが、そいけん、代わりににちよっとね、俺がわかる範囲するっちゅうなら。

こげん言うわけよ。建設省からの補助金いただきとったけん、これは建設課の分野ですと。これは文部省の補助金もろとったけん、教育委員会のところの仕事ですっていうような話を以前しよったけど、かなりその辺は、まとめてきたような感じはすったい。こと公園に対しても、福祉事務所と教育委員会と建設部のところやったやつをまとめたっていうふうな経緯があっけん、でけんことはなかわけよね。補助金もらいよっけんもろうたけんがなんて言ってもさい。

それは要望せないかんときにはそれぞれのところに、またお伺い立ててできるわけやけんが、できんことなかけんが、それはもっとまとめ上げないかんならば、まとめていくというふうなことの中で、そして、住民の要望っていうのはどういうふうになるのか、今、出たようなことをまとめていくっていうのは、こい執行部がおらんけんが、そういうふうな作業を、ここの委員長はしていかないかんかなというふうに、俺は今聞きよっとばってんさい、思いよっとばってん。(発言する者あり)

藤田昌隆委員長

とりあえず、現状は分かれてるんで、各、じゃあ建設が担当してる、公園ずらっと並べて、問題点、危険箇所とか、その辺の精査からきちんとやっていって、あとは教育委員会、そういう中を一つにがっちゃにして、それで今、補助金ってありましたけど、主管先を建設課にもってこさせて、じゃあ教育委員会を通じて、国に上げにやいかんなら、それはそれでいいじゃないですか。簡単やけん。

要するに主管先をきちんと、おおもとを一元化しないと、今のままじゃ、ばらばらじゃだめですよということですので、各建設部の現状、担当してる公園の現状、全部上げていただいて、それで、ここはこういう、例えば、遊具にしっかり樹木にしっかり、ね。そういうものを上げさせてもらって、まず対応する。そういう中で、時間かけて、主管先を一本化するという形しかないと思うんですよね。

補助金があるやつは、じゃあ主管先が教育委員会に、補助金として上げなさいと、じゃあ建設部、じゃあ国土交通省、何でもいいですから上げなさいという指示が出せるじゃないですか、一元化すれば。

今だいぶ平たくなってきたなら、もっと平たくせないかんかなっち。ともかく現状調査ですよ、今必要なのは——と思うんですが。（発言する者あり）

ありますね。だからその一覧表の右っ側に、現状。（発言する者あり）非常にあれ、遊具はもうかえる必要あるっていう、その辺の精査まで。その一覧表があったけんちゅうて、何もしよらんなら一緒ですからね。

ということと、要するに管理まできちんと、さっき言った樹木とかどうのこうのと、一遍で管理の中に含めて、どすとやって、その中できちんと維持をなささいと。じゃあここを請け負ってるこの業者は、例えば田代公園を請ける業者が悪かったらね、してないという指摘をされるじゃん。いや、ここは違う、低木の、高い木のっち、理由ならんから、と思うんですがね、私は。

だからとりあえず執行部には現状を出してもらいたいと要望したいと思ってます。

以上です。

江副康成委員

今の話は、例えば、陸上競技場つくりましたと。そしたら当然植栽もないといかんから、木をずっと植えていきます。初めは当然陸上競技場つくるときは、今で言うと、スポーツ振興課っていうか、そういうところになって、そういったことで初めは当然ばらばらになりますですね。

しかしだんだん樹木が、そこで、また公園っぽくなって、皆さんが、今回、例えば樹木の話という形で、公園及び公園類似ですか、そういった所が当然出てくるわけですよ、それでですね。

そういったところのある一定以上のかかったところのは、その公園の管理に移行するとか、そういうルール決めでもしていくような形をやっていけば一ついいのかなと思うことと、あと西依議員が言ってたところの遊具のやつ、これは緊急の、点検したときに、1回執行部に聞いたんですよ。そしたらすべて点検して、点検済みというか、問題ないという管理はしているということは一応確認はしております。

ただそれを計画的に、事が起こるんじゃないかと、計画的に今言われるように、10年たちました何年たちました、そろそろかえどきですねというやつを、あらかじめ予算化するような長期的な見通しに立った、事業の進め方までやられているようには見えなかったものですから、そういったところをやっていかれるように、提言ちゅうか、意見するというのは非常

に有効かなというふうに思いますけどですね。

以上です。

藤田昌隆委員長

ちょっと最初が、例えば何とか競技場つくって、最初はその樹木まで含めてスポーツ振興課とか言ってましたけど、もう最初からね、樹木に関するものは、私は一元化しとかなないと、樹木が大きくなってどうのこうのじゃなくて、グラウンドのほうはスポーツ振興課、樹木に関してはすべて建設課、そういう形でとらないとぐちゃぐちゃになるだけで、最初から主管を決めときゃいいと、私は思うんですけどね。(発言する者あり)

そういうことで、ちょっとはい、私、中央公園が鳥栖のシンボルだと思うんですよ、一応。一応っていうか、一番人が集まるね。(発言する者あり) ですから、例えば、きちんとした、きっちりした整備も必要だし、ほかから来たお客さんが、あそこはなんやこりゃっち言われんような、公園にせないかんし、水もきちんと、せめて、何かねえ、白鳥まで言わんけど、そういうのが優雅に泳ぐらいのね、公園にはしてほしいですよ。ちょっと暗いけんちって痴漢が出るとかね、そぎゃんとこじゃいかんと思う。と思います。私も。

以上です。

齊藤正治委員

ちょっと今、中央公園の話が出たんですけども、中央公園のところを、あそこダイヤモンド公園という、おっしゃるとおり鳥栖市のシンボルということですけどね。

要するにオープンテラスをね、今全部、ほら背中向いてる、例えば、らんぶるにしてもどこにしても背中向いてるから、公園側を向かせて、そしてやっぱりその憩いの感じで、もう一回、全体をリニューアルしていくと。あそこのちょうどらんぶるの横のところに、市の、あれもやっぱり公園の一角としての、やっぱり利用を進めていくというな形を、やっぱりつくっていく必要があるのかなというふうには思いますけどね。

藤田昌隆委員長

らんぶるの横の狭い土地っちゅうか、あれは商工……、あそこは組合というか、商店街で借りてますよね。(発言する者あり)

齊藤正治委員

ただあれは市の土地だから、ああいったことも含めて、やっぱり裏を見せるんじゃなしに、裏の生垣みんな取って、全部オープンスペースみたいな形で、やっぱり外国のね、行ったような感じで、やっぱりしゃれた感じで作っていくというような。

藤田昌隆委員長

理想は反対側に向けるじゃなくて、表と裏ということですよ。

なるへそ。(発言する者あり) あんまりきれいにすると高校生が泣きますよ。(発言する者あり) 昔よりはですね。(発言する者あり) それでも、こう見てね、例えば、蓮の花がこうさしとつとか、あれじゃないですもんね。ただたまつとるちゅうだけで。

西依義規委員

私も一個人の議員の意見ちゅうよりも、この委員会として、もし総意がとれて、そういった例えば、中央公園だけに限定してとかいうののほうが、いいんじゃないかなと思いますけど、今、個人の自由討議で、もうそのまま終わるということ。何かこう、一步成果っていうのは、委員長何かお考え、この討議の次っていうのは何かあるんですかね。

藤田昌隆委員長

討議の次。だから一番、さっき言った、現状をまず調べなさいと。(発言する者あり) ということ。それからですよ。上がってきたやつが、あまりにも問題が多かったら、ね、そこから、さっき言った最終的には一本化してほしいというところもっていくのか、いや一本化せんでいいっち、皆さんがまた言われるならあれですけど。

とりあえず現状把握、遊具まで含めたところの、そこからですよ。

西依義規委員

何でもかんでもっていうと、またお金ばかり要るんで、私一つ思うのは、そういった、100ある公園を50に絞ってでも、その50をちゃんとした有意義な公園にしたほうが……。

例えば、先ほど森山議員のそこに行く道路すらちゃんと通ってないような、例えば田代新町にある公園とか、なかなか車で行こうと思っても、まず……、けど立派な公園なんですよ、ちゃんとした広場があつて。

けど、そこに行く道路まで含めて、やっぱり昔は歩くことを考えてそこに。けど、今そこに子供が何人おるかという問題もあろうけど、そういったとこ、やっぱりここは車の道路整備まで含めて、ちょっと皆さんの憩いの場、集いの場にはなりにくいという声もやっぱ、30年、40年やったら出てきてると思うんですけど、そういったのも含めた……。

委託先とか僕はあるけど、あんまりどうでもいいことかなと。だれが管轄するかとかの優先順位は、順位がちょっと僕としては……。

藤田昌隆委員長

低い。

西依義規委員

はい、かなあとありますんで、それは皆さんがどう考えるか。

藤田昌隆委員長

昔、立派な公園で、今、車、車と言われましたけど、逆にね、車を寄せないちゅうのも逆

に大事かなっち。

例えば、車がガンガン通る公園に遊び行って、それはもうきちんとした親がついときゃいいですけど、この子供たちだけで、ね、公園の周りを、立派な道路があつて、そっちのほう
が逆に怖いかなっちいう気もするんですよ、今、聞いてて。その辺の……。

内川隆則委員

あのね、意見ばつてんさい、面々、こげんごちやごちやごちやごちや言うときい、もうきりのなかごとになってしまうし、執行部もおらんけ、執行部がどぎゃな考えば、今現在、持つとるのかっちゅうのもわからんし。

そいけん、閉会中の審査ばね、1日でも——1日中とらんちやよかばつてんが——ちよつととつてさい、執行部もおるところでの話でね、話ばまとめて方向性出さんと、なんか、面々、わがよかとこばかい言いよつたっちゃ……。

藤田昌隆委員長

はいはい、はいはい、はい、すいません、かぶせて悪いんですけど、自由と、面々、わがええごつ言つて、(発言する者あり) いや、何もなけりゃね、そのあれですけど、やっぱり自分で思つてることをこういう場でしてもらつて、それから閉会中の、執行部まで入れてということだと思ふんですけど。

ぜひ、私、気になつてるのが、この前の要するに市街化調整区域の話もあるし、それから今、こうして公園問題も出ましたので、ぜひ1回、閉会中に建設経済常任委員会を招集させていただいて、時間をとつてやりたいと思つてますが、皆さんいかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

また日程については、皆さんに御相談申し上げますので、自由討議はこれぐらいにして…。(「すいません」と呼ぶ者あり)

はいはいどうぞ。私が閉めたらいかん。(発言する者あり)

中川原豊志委員

土木費の繰越明許の計算書の中に、橋の長寿命化と、それから道路の整備交付金事業というのがありましたよね。特に、道路の問題についても同じように、閉会中の検討会を開いてほしいな。これは本会議でも出てましたけども、社会資本整備交付金事業が平田・養父線と大刀洗・立石線が終わつて、あとの事業が何もないということで、再三委員会でも話してますんで、本当に今後の鳥栖市の安心したまちづくりをどう考えてるかというのを入れてほしいなと思つております。

藤田昌隆委員長

はい、わかりました。

樋口伸一郎委員

中川原議員さんと同じことなんですけど、道路整備交付金事業というのがあって、その分が年々予算も減ってますし、新事業もないし、セットバックとかの問題っていうかお話も出ているので、大げさに言うと、間違ってるかもしれないんですけど、新しい道路をつくったりというふうな、ここの委員会がまとまって、執行部を多少でも動かすことができないのかなという感じがずっとあったもんで、ぜひともその公園事業と一緒に、そちらの道路、現道拡幅とか、そういう新規道路でも言っていただけることは、足していただければなどずっと思っていましたのでお願いをいたします。

以上です。

内川隆則委員

同じような話ですけどね、3月議会で、3号線、その他の問題について、遅々として進まないというふうなことで、閉会中の審査をやろうというふうなことでやって、建設経済常任委員会の中で、要望書をつくり上げて、その要望書を出しながら、やってきたけれど、私も一般質問したけど、なかなか結果が結果として出ていないというふうなことであって、私は引き続きね、その話をしないと、何か尻切れトンボになってしまうんじゃないかというふうに思いますので、加えてよろしくお願ひしたいと思います。

藤田昌隆委員長

一応、すいません、総括の中で……。今から総括と、今は自由討議ということで、今から執行部に入っていただきます。そういう中で、総括をやります。その中に、入れていただくと一番ありがたいし、この前、委員会でね、出してくれということに関しての答えも、ぜひその場で聞いていただきたいし、それで満足、この前一般質問でというあれがありましたので、満足されてないということですので、それも含めて、今後の審査議題として残したいと思っておりますが、いかがでしょうか。（「あんたが、今、聞いた話ばまとめて言うたっちゃよかよ」と呼ぶ者あり）（「そうそうそう」と呼ぶ者あり）

江副康成委員

今の件なんですけども、閉会中の審査のやつは本会議のほうに報告もないということなもんで、実はきょう総括のときに執行部のほうから、その後の経過状況を報告してもらおうようにお願いしてるんですよ。合わせて委員長のほうから、つけ加えて話してもらおうおと思ってますんで、今後、閉会中の審査したやつはそれだけに終わらず、当然、審議に加わった委員のほうにはフィードバックしてもらおうという形で用意してますんで、なにとぞよろしくお願ひいたします。（発言する者あり）

すいません、どういう報告になるかわかりませんが、ちょっと用意はしてると思いま

すんで、聞いてやってからまた御意見ください。よろしく申し上げます。

藤田昌隆委員長

時間も押し迫ってきましたので、今から執行部を入れて、総括に移りたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

もういいですか。(発言する者あり) 待ってます。はい、入れてください。(発言する者あり) 何ば言うたかい。(発言する者あり)

[執行部着席]

すいません。大変お待たせいたしました。



総 括

藤田昌隆委員長

これより総括を行います。

議案に対する質疑は終了しておりますが、総括的に御意見、御要望があれば御発言をお願いします。

私、今、各議員の方と自由討議ということをさせていただきました。

それで、皆さん方にぜひ要望したいことがたくさん上がっております。

それは、一つは公園問題。公園の、例えば維持管理、いろんな、例えば建設経済から、あと教育委員会等にわたった、その管理、公園によって管理が違うということで、ぜひ一元化、どっか主管窓口をきちんと決めた上で、すべて公園管理をコントロールしてほしいと。

そうでないと、いろんな、例えば樹木管理にしる草切りにしろ、教育委員会とか、建設部によって、大体公園管理どれぐらいかかっているか、わからんということと、管理、管理っていうのは、樹木の伐採から草切りから、それからあと遊具の問題、ここまで入ってくるのが、管理だと思うんですね。そういうことで、ぜひとも主管先を一本化してほしいと、もう私の意見になってしもうたね。

まあそういうことです。端的にまとめて言えばね。(発言する者あり) ということでございます。ほかに何か。(「新設、新設」と呼ぶ者あり)

あと新設のことに関しても出まして、例えば今あるところはいいいんですが、公園がないところもたくさんあるということで、ぜひ新設の公園をつくってほしいという要望が上がっております。

あと道路。中央公園も特に、鳥栖のシンボルであります鳥栖の中央公園が、いろんなフェンスとか子供たちがね、池に入ったりとか、あと痴漢が出たりね、あと近代的な公園にするために、例えばお店、表あるのを裏側にもね、出入り口をつくって、それらしい中央公園にしてほしいという要望も上がっております。

特に一番最初にしてほしいのは、その危険防止ですよ。そういうことをぜひ優先的に人員をつけてお願いしたいということです。

次が道路問題。やはり鳥栖市内の道路は、セットバックとかどうのこうのは言っていますが、しかしもうほとんどどこも狭いと、そのシンボリックなものが国道3号線、34号線であって、そういうところの期成会もありますが、それがまだ本当に動いてないという感じがします。

そういうことで、前回、閉会中の審査ということで、鳥栖土木事務所に対して、あれ要望書でいいですかね、齊藤議長。

齊藤正治委員

はい、要望書です。

藤田昌隆委員長

要望書ですね。要望書を齊藤議長、それから小石副議長、それから藤田、3名。あと、議会事務局長と4名でお伺いをしました。

そういうことで、それに対する建設部のほうから、こういった答えっていうか、反応っていうか、そういうものがあるのか、聞かないと言わないという形になっております。

あとでその要望書に対する、何らかの、鳥栖土木事務所の反応あたりを、ぜひ執行部のほうからお聞きしたいと思っております。

それから最後に、線引きの問題。ぜひ線引きの問題に関しては、これは閉会中に、今後議論していく必要があると私も強く思いますし、これをやらないと鳥栖の将来、要するに交通の要であるその要がうまく有効利用できないということで、線引きの見直しについて、今後、建設経済常任委員会で、閉会中の審議項目として、ずっと勉強会なりを開いていきたいと思っております。

そういうことで、そういったこの4点が先ほどの自由討議の中で上がっております。そういうことを、上がったということを皆さん方をお願いをしておきます。

それで、ちょっと執行部の答弁等をお願いしたいんですが、簡単でいいです。1項目、こういうふうと考えてると、こういうことをしたいというのがあれば、今あれば、御返答をお願いします。(発言する者あり)

江副康成委員

委員長、前回の閉会中の審査のその後の経過を、すいませんけども、執行部のほうからし

ていただいてよろしいでしょうか。(発言する者あり)

小柳 誠国道・交通対策課長

国道3号と34号の事業のかかる取り組みの経過ということで、報告をさせていただきます。

事業の取り組みにつきましては、4月以降におきまして、5月20日から21日にかけて、全国道路利用者会議総会、道路整備促進期成会、全国協議会に出席し、地元選出国會議員、国土交通省本省に要望活動を行っております。

また、鳥栖市といたしまして、市長により6月5日に国土交通省本省の技官や道路局長、担当課長に対しまして、国道3号や34号事業に係る要望活動、特に鳥栖拡幅について行っている状況でございます。

事業推進の具体的な事業といたしましては、国道3号鳥栖拡幅事業では、佐賀国道事務所と本年度事業の推進の打ち合わせや、庁内や関係機関との事業推進の検討などを進めております。

鳥栖久留米道路におきましては、福岡国道事務所と警察協議、それを受けて、地元との打ち合わせなどを同行し事業推進を進捗を図っております。

さらに、今後、一般国道3号改良促進期成会や国道34号整備促進期成会の総会や要望活動につきまして、関係自治体と一体となった国等への事業推進に向けた継続した活動を進めてまいります。

これからも事業完了の早期実現に向けて要望活動や、国と一体となった地元への協議を進めるとともに、今後はさらに議会や関係機関との連携強化を図り、整備促進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

藤田昌隆委員長

はい、ありがとうございます。

はいどうぞ。何かありますか。

内川隆則委員

あのね、閉会中の審査をして、建設常任委員会で要望書を出して、つくって、それを議長初め何人かで行かれて、我々はその後の話は全くわからんたいね。いつ行ったかっちゃんことも知らんたい。

結果を報告せにゃこて、閉会中にわざわざ委員会開いたなら。委員会、再度開いて、こういう結果でしたっていうのは、するのが当たり前じゃろもん。みたんもなか、ほんなって、おい一般質問でも言うたごとね、鳥栖市の恥よこれは、しっかりしてくれ、頼みます。

藤田昌隆委員長

はい、わかりました。

ほかに何か。

樋口伸一郎委員

今、ちょっと御説明の中で、国と一体化という言葉が出てきたんですけども、個人的にちょっと考えてるのは、やっぱり予算が少なくて、総予算から割っていくと、とてつもない年度がかかるなあと思ってるんで、やっぱりその部分というのは、国と一体化せずに、やっぱり予算を余計でも、やっぱり取ってくるようなアクションっていうか、協調が必要かと思うんですけども、そういったこの今までの流れでよろしいんですけど、予算が今まで以上についてきそうかなとかいう、そういう実感とか感覚ってございますか。

小柳 誠国道・交通対策課長

感覚とかわかりませんが、引き続き国の一体化につきましては、地元からの要望の声とかを国へ伝えることによって、そして国からは、またその佐賀国道事務所があるんですけど、福岡にある整備局、整備局からまた東京にある本省ということで、必要性っていうのを、地元の声を上げていくことが肝心だと思っております。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

そしたら地元の声っていうのを、予算化すれば、現状の予算では多分地元の声は全部聞けないような状態で進捗させていくしかないっていうふうに私自身は考えるので、これからはやっぱり地元の要望を早く聞くためにも、もっと予算をくださいというような、可能な範囲でやっていただきたいと思います。

終わります。

江副康成委員

委員会の対応として、結局何らかの形で執行部の動きをフォローして、より確かなもの、より予算をとって早期にというような話を、で前回の委員会、結ばせてもらったのかなと思うんですけども、その中で、先ほど議長と副議長、それと委員長という形で土木事務所に行かれたというところは、たまたま、議長、副議長が行かれるときに委員長が行かれて、というだけで、委員会として、その後、この活動において、何らかのアクションはやるというようなことは残ってるんでしょうか。

そのあたり、これ委員長に聞かなくちゃいけないんですかね。

藤田昌隆委員長

残ってません。

一応、一応じゃない、きちんと正式に議会としてお願いしたというところまでです。

江副康成委員

であれば、土木事務所やなくて、国の機関、例えば国道事務所なり、国交省なりか知りませんが、国の事業だから、そこに行かないと、何かその、土木事務所でなんで終わりなのかっていうのが、私よくわかんないんですけども。

藤田昌隆委員長

じゃあ、ちょっと私の感じたのは、今、課長のほうからいろんなところに、国会議員とかお願いしたという、そういう動きがあったっていうのは、今初めて聞いたんですが、前に言ったように、議会と執行部と一体になってやりたいと、やりましょうという中で、いや行きました、国会議員に、じゃあその反応はどうでした。各国会議員なり県なり、ね、そういうところがどういう反応だったか、私は逆にちょっと、行きました行きました行きました。行きましたじゃなくて、どういう反応。

一つはなぜ、常任委員会のほうに声かけを、こうしていきますという声かけがなかったことと、行ったなら行ったで、こういう活動したからこういう反応がありましたと、こういう意見がありましたっていうのはぜひ、教えてほしかったですよね。今の答弁の中で。

その辺はできますか。どういう反応だったか。無視されたのか。いやそうですねっち。ぜひ頑張らしましょうと。そういう声があったのか、答弁お願いします。

小柳 誠国道・交通対策課長

要望書を出したときの反応でございますけど、本省等につきましては、事業の必要性はもちろん認識していただいているのと、地元の状況、鳥栖拡幅については予算のほうが少ないという状況っていうのは説明し、ある程度理解をいただいたところです。

以上です。

藤田昌隆委員長

理解をいただいた……。理解をいただいたということは、少し来年度、予算が多く来る可能性があるとか、その辺は。ただ理解いただいただけですか、その辺の感触は。

小柳 誠国道・交通対策課長

来年度の予算、そしてまた感触については、そこについては相手方のほうも明確に発言等はありませんでした。

以上です。

藤田昌隆委員長

いろんな動きをされたっていうのは当然、それはもうちゃんと認めましたけど、やはりさっきも言いますように、議会と一体となって、動いたほうがさらに効果が上がるんじゃない

鳥栖市議会委員会条例第 29 号の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会建設経済常任委員長 藤 田 昌 隆

